

# 地名 散歩

## 第108回 「町という名の村」

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

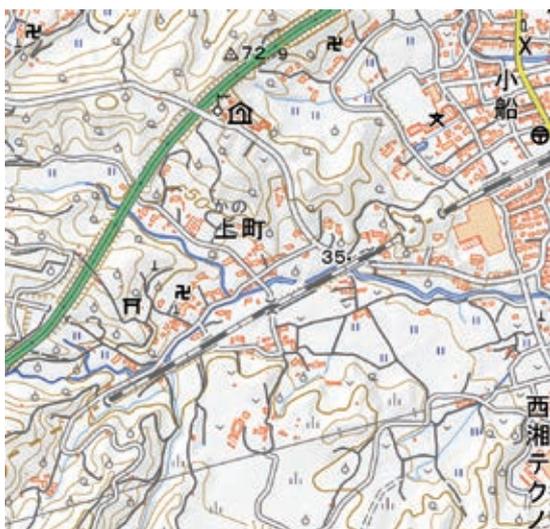
本誌の連載が始まるずっと以前、ある月刊誌で珍地名を訪ねる連載をしていたことがある。その中で印象深かったのが秋田県由利本荘市の雪車町だ。ソリマチと読むのだが、雪の上での運搬手段ということからソリをこんな風に表記するのかと感心したものである。地名の由来を尋ねた地元の人には「横手へ向かう街道を馬籠で往来した」話を聞き、その人の自宅の納屋で実物のソリも見せてもらった。

冬のソリ交通の要衝のような由来説に納得しかけて図書館へ赴いたところ、江戸期は雪車村ではなく「雪車町村」だったそうで、町と村が一緒にくっついているのに違和感を抱いたのである。町村制が施行される明治22年(1889)に石沢村大字雪車町となるまでは長いこと雪車町村だった。

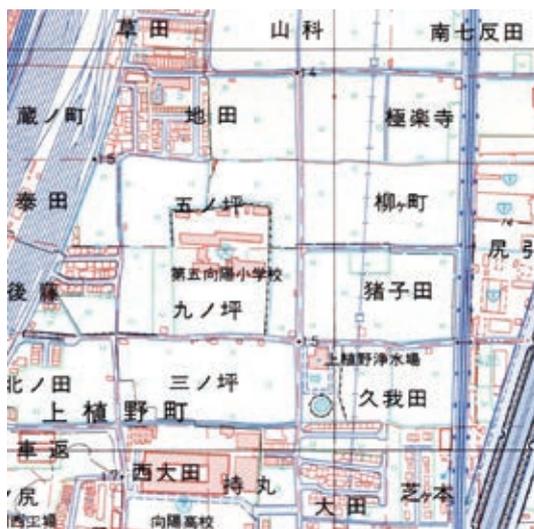
さて、町という字を多くの日本人は「人家が

集まって賑やかなところ」を指すと信じているが、字の本来の意味はまったく違う。手元の『新版漢語林』(大修館書店・平成6年発行)によれば、「①畑のうね。また、田のあぜ。②さかい(境)。(ア)耕作地の境界。(イ)一般に、境界。」とあるばかりで、次の「国訓」としてようやく登場するのが「①まち。市街。②チョウ。(ア)地方自治体の一つ」という具合である(あとは距離や面積の単位)。

国訓とは日本でのみ用いられる意味で、そういえば中国や台湾の地図を見ていて「町」の字は見かけない。通り名は街や路だし、地方の町は鎮だろう。台北の「西門町」という日本統治時代そのままの呼び名が例外的に残っているくらいだ。なぜ町の字が家々の集まりに適用されたのだろうか。字の成り立ちは『漢語林』によれば「田+丁」で、「耕作地の境界に釘



小田原市東部の山沿いにある上町はかつて上町村と称した。明らかに市街ではなく耕地由来と思われる。「地理院地図」令和3年(2021)2月6日ダウンロード



典型的な耕地由来の「町」小字。京都府向日市上植野町の柳ヶ町には家が1軒もない。一帯には古代からの条里制区画が残る。1:10,000 「長岡京」平成3年(1991)修正

のように打ちこまれたあぜ道、さかいの意味を表す」としている。ここからは私の想像だが、そのように境界で区画された土地に家が並んだのが日本語で言う「町」なのだ。

このため、マチを耕地の意味で用いている地名は雪車町以外にも多く、『角川日本地名大辞典』によれば、新潟県上越市の荒町(上越妙高駅近く)は「新田として開村したため新町と称し、のち荒町と表記するようになった」とあるし、岐阜県白川村の合掌造り集落で知られる荻町は「オギの生えた地を開墾して田とし、間路を作ったことによる」という。福岡県柳川市の三橋町棚町は「平坦な広い田が広がっていたことにちなむ」とあって、いずれも町村制施行以前は荒町村、荻町村、棚町村と称していた。ちなみにソリマチという地名は福島県伊達市に轄町もあるが、雪上交通における馬櫓などのソリではなく、由利本荘市の雪車町ともども、焼き畑に関連するソリである可能性が高そうだ。ソリのマチ、つまり焼き畑の(休耕した)耕地である。このためソリマチには「反町」の字を当てるのも多く、反町という姓もある。横浜市神奈川区で東急東横線の駅名にもなっている反町はタンマチだが、柳田國男はこれもソリマチから転じたと推測している(崖の地形から「段町」からの転という説も)。

小字レベルでは耕地を意味する「町」の付いた小字名の中には明らかに市街を意味しない地名が目立ち、たとえば右の図にある京都府向日市上植野町の小字「柳ヶ町」など、家並みどころか全域が水田で一切建物が無い。他にも小字が現役で用いられている愛知県や福島県などの一部には「町」が付いていながら全面的に農地という例は多い。

さて、先ほどの雪車町のように「町を意味しない町」を効率よく検索するため、私は手元の

『角川日本地名大辞典』DVD-ROM版の後方一致検索で「まちむら」を用いた。つまり「○○町村」という名称の明治町村制以前の村を探すことで、耕地由来のマチの地名が引っかけるといふ目論みだ。耕地由来の地名は多く見つかったが、そうではないものの方がたくさん検索されたのは少々意外であった。

その代表的なものが三日町村、八日町村など市場に関する地名である。これは市が月に3回、たとえば八日町村なら8の日(8日、18日、28日)に開かれる「三斎市」を意味しており、従来は農村であったところが街道沿いのため市を開設することが認められて命名された。

『日本歴史地理用語事典』(柏書房)の「郷町」の説明によれば、「近世の農村で小都市化した集落をさし、在町・在郷町・町分・町場・町村・町屋ともいう。領主支配の面では在方として農村の扱いを受ける場合が多いが、実際には本百姓は農業から離れて商工業者化しており、地借・店借も増加して、農村における商品流通の中核となるとともに、全国の商品流通との結びつきも強まっている。郷町は近世前期の市場町が発展したもののほか、陣屋の所在地や交通の要地などが町場化した例が多い」としている。ここに「町村」や「市場町」もちゃんと挙げられていた。

城下町以外の「町」はともすれば城下の商業を脅かすライバルともなるため、藩や代官などの許可が必要であった。町を名乗ってはいなくても、あくまで村であるとの建前が「○○町村」の呼称を増やしたのだろう。現在の青梅市新町もかつては「新町村」で、江戸初期に青梅街道沿いに町立てして市場を開いた。こちらは代官の応援もあったが、既得権益を守ろうとする青梅の町との市日の調整には苦労があったという。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO.770  
2021 March



表紙写真

## 「出前授業」

第35回写真コンクール銀賞  
植山 武後 ●千葉会

柳沢小学校で毎年行っている出前授業の写真です。  
高校時代に写真部で運動会の記録写真を撮りまくっていたのと同じ感覚でした。  
子供たちは魅力的で、体育館の2階ギャラリーから見た伊能図が綺麗でした。

地名散歩 今尾 恵介

## 03 令和2年度 第2回全国会長会議

## 09 地籍問題研究会

第28回定例研究会概要報告

## 11 自然災害と向き合う

「今、この時代に生きる土地家屋調査士として—  
「明日への希望と使命」

岩手県土地家屋調査士会 金 哲朗

「東日本大震災から10年の年を迎えて」

宮城県土地家屋調査士会 鈴木 修 高橋 一秀

「被災後の復旧・復興、現状報告」

福島県土地家屋調査士会 澤田 法明

## 17 事務局紹介

新潟会／和歌山会／島根会／福岡会／宮城会

## 22 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.85

福島会／島根会

## 25 一般財団法人日本ADR協会 設立10周年記念シンポジウム ～ビジネスとしてのADRの可能性～

## 26 土地家屋調査士新人研修のお知らせ

## 27 会長レポート

## 28 令和3年度から年次研修制度がスタート!

## 29 会務日誌

## 31 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスクその時お役に立ちます!

## 32 全国土地家屋調査士政治連盟設立20周年を迎えて

## 33 調査士カルテMap通信

安心な情報登録方法

## 34 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテMap

## 35 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 36 ちょうさし俳壇

## 37 公嘱協会情報 Vol.148

## 38 編集だより

# 令和2年度 第2回全国会長会議

はじめに

令和3年1月13日(水)及び14日(木)、電子会議により、令和2年度第2回全国会長会議が開催された。東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県においては緊急事態宣言下であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場での集合型会議は見送られた。下記の行程により、二日間開催された。

[1月13日] 13時30分～17時

- 1 開会の言葉
- 2 連合会長挨拶
- 3 座長選出
- 4 連合会事業経過報告
- 5 連合会が取り組んでいる事項等の説明

[1月14日] 9時30分～12時

- 6 令和3年度における連合会事業方針の説明
- 7 意見交換・情報交換
- 8 閉会の言葉



## 1日目

### 1 開会の言葉

日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)鈴木副会長から、開会の言葉が述べられた。



### 2 日本土地家屋調査士会連合会会長挨拶

國吉連合会会長から、新年の挨拶が行われ、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの各土地家屋調査士会の会務運営に関し、労いの言葉があった。



新執行部になり一年半がたった。本年も、初心に戻った会務運営及び事業計画に沿った会務運営を行う。

土地家屋調査士の資質の向上、義務研修、電子申

請の促進、法人会員への対応、土地家屋調査士の業務拡大、関連団体との連携、各土地家屋調査士会自律のための支援、会則改正、行政との信頼関係の促進、土地家屋調査士の法的位置づけの確立等の報告及び今後の計画が示された。

二日間が実りある会長会議となるよう祈念して挨拶を終えた。

### 3 座長選出

例年座長は、土地家屋調査士会会長が務めるが、電子会議であることから、内野常任理事が選出された。

### 4 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明

4ないし6では、連合会からの説明事項として、現在取り組んでいる各部等事業の実施状況と今後の取組が説明されたので次のとおり記載する。各部等の説明後、各土地家屋調査士会会長からの質疑を受ける形で会議が進んだ。

なお、紙面の関係から、各部等の報告及び説明事項は、主要な項目のみを記載する。

---

● **制度対策本部関係（野中副会長）**

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

所有者不明土地問題等への対応として、法制審議会、筆界認定の在り方に関する検討会等の政府機関の会議へ構成員(委員)として参画し、必要に応じ民事第二課と事前打合せ等を行いながら、土地家屋調査士の立場からの意見、提言と情報収集を行っている。

- (1)法制審議会民法・不動産登記法部会への出席
- (2)筆界認定の在り方に関する検討会への出席
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進
- 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処
- 4 国際化への対応及び学識者との共同研究
- 5 その他緊急課題への対応

● **総務部関係（山本総務部長）**

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1)関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

- ①会則、諸規則等の改正等について
  - ②会則、諸規則等の改正の検討について
    - ア 連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正の検討について
- 総会において感染症の拡大や災害等により通常開催ができない場合にも対応できるよう、連合会会則及び土地家屋調査士会会則モデルの一部改正について検討している。

イ 土地家屋調査士会綱紀委員会規則(モデル)の一部改正について

ウ 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の一部改正について

- ③土地家屋調査士会の会則変更の対応
- (2)土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
  - ①各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について
  - ②「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和3年追加)」の作成について
  - (3)非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
  - (4)大規模災害対策に関する検討

- 2 連合会業務執行体制の整備・充実

- 3 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 4 情報公開に関する事項
- 5 会館の管理に関する事項

● **財務部関係（金関財務部長）**

- 1 財政の健全化と管理体制の充実

- (1)予算執行の適正管理
- (2)中長期的な財政計画の検討

- 2 福利厚生及び共済事業の充実

(1)親睦事業の検討及び実施

①写真コンクール

②日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

(2)各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

- 3 ブロック協議会への助成の在り方について

- 4 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

- 5 役員給与、旅費、報償費、謝金等の取扱いにおける関係規則の新設及び改廃について

令和2年度に入って電子会議が増加し、今後もこの状況が継続する見込みであることや役員と役員以外の者についての運用が現状と異なること等から、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)等の一部改正を検討している。

● **業務部関係(原田業務部長)**

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1)「調査・測量実施要領」(現行)に関する事項

現行の調査・測量実施要領(以下「調測要領」という。)については、令和元年12月19日付け日調連発第276号をもって、調測要領(第7版)の運用を正式に停止したことから、調測要領(第6版)を運用している。

(2)不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

- 2 筆界特定制度の検討及び指導

- 3 登記測量に関する事項

(1)登記基準点についての指導・連絡

(2)土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

(3)会員技術向上の検討及び指導

(4)関係機関との連携及び協議

- 4 土地家屋調査士職務規程の趣旨・解説
- 5 土地家屋調査士業務取扱要領の制定
- 6 表題部所有者不明土地問題等対応
- 7 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 8 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応
- 9 オンライン登記申請への対応
- 10 新型コロナウイルス感染症に関する対応
- 11 令和元年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の結果に基づく報酬ガイドの作成について

● **研修部関係(日野研修部長)**

- 1 研修の企画・運営・管理・実施
  - (1) 専門職能継続学習(CPD)の運用
    - ① CPDの運用管理
    - ② CPD評価検討委員会の開催
    - ③ 測量系CPD協議会連絡会への出席
  - (2) 令和2年度新人研修の運営・管理・実施  
令和2年6月23日(火)～25日(木)に、つくば国際会議場において実施を予定していた令和2年度土地家屋調査士新人研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、日程を同年12月21日(月)～23日(水)に延期し、インターネットを利用した配信形式による実施方法に変更して開催した。
  - (3) 令和3年度新人研修の計画・管理  
令和3年度の新人研修は、次の日程で、連合会において全国1会場で実施・運営することとしている。  
＜実施概要＞  
日程 令和3年6月6日(日)～8日(火)  
場所 つくば国際会議場(茨城県つくば市竹園2丁目20番3号)
  - (4) 年次研修の計画・管理
  - (5) eラーニングの拡充・整備と運用
    - ① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備
    - ② 連合会が企画したコンテンツの制作
    - ③ eラーニングアクセス状況  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため集合形式による研修実施が困難であり、その代替としてeラーニングの視聴を案内してい

る土地家屋調査士会もあることから、アクセス数が急増している。

- (6) 研修体系及び研修の充実の検討
  - ① 講師団名簿(冊子)の送付
  - ② 諸規則の整備
  - ③ 研修体系の検討
- (7) 研修情報の公開の活用・推進
- (8) 研修用教材の作成・運用・更新
  - ① 年次研修の教材作成
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
  - (1) 会報への記事掲載
  - (2) チラシの作成
  - (3) 土地家屋調査士試験受験者への周知
- 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

● **広報部関係(山田広報部長)**

- 1 広報に関する事項
  - (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
    - ① 土地家屋調査士制度制定70周年における広報活動
      - ア 70周年記念事業等の広報
      - イ マンガ小冊子及び動画の作成
      - ウ 対談企画
    - ② ウェブ広報の充実
      - ア SNSの活用、連合会ウェブサイトの運用
      - イ ウェブセミナー
    - ③ 広報イベントへの参画
      - ア こども霞が関見学デー(中止)
      - イ 法の日フェスタ(中止)
      - ウ 伊能図完成200年記念事業
    - ④ 広報ツールの作成及び活用
      - ア 「地識くん」の新ポーズの作成
      - イ 連合会のロゴマークの作成
      - ウ 土地家屋調査士ポスターの作成
    - ⑤ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動
      - ア 土地家屋調査士法の施行日(昭和25年7月31日)生まれの会員紹介ページの作成
      - イ 「土地家屋調査士法改正」に関する啓発活動
      - ウ 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施
    - ⑥ 社会貢献事業としての活動
      - ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会  
7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心

として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、令和元年7月～9月にかけて土地家屋調査士会の協力を得て全国71会場で開催され、267件の相談を受けた。

⑦受験者の拡大に向けた活動

⑧土地家屋調査士白書の作成

(2) 内部に向けた組織強化のための広報

①社会連携事業としての組織強化

ア 出前授業に関する意見交換会

イ 寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケート

ウ 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

②各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会との情報共有

2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 内部に向けた情報の集約と共有

(2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信

(3) 連合会各部との連携のための情報共有

3 情報の収集に関する事項

(1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

(2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集

(3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

### ● 社会事業部関係(北村社会事業部長)

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

(1) 全公連とコロナ禍における14条地図作成作業の進捗状況を始めとする公嘱業務に関する情報の収集及び意見交換について

(2) 土地家屋調査士業務の入札及び発注について

(3) 入札参加資格における入札区分に「登記関連業務」が新設されたことに伴い、発注官公署に対する周知を行うことについて

(4) 農林水産省と国有農地測量・境界確定促進委託事業に関する情報交換について

2 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備について

①今後の地図作成作業の在り方と土地家屋調査士の関わりについて

②地図作成作業規程の解説書の改訂について

(2) 地籍整備事業の情報収集・啓発について

①国土調査法の見直し、第7次国土調査事業十

箇年計画への対応について

②国土調査法第19条第5項指定申請の問題点等について

3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項

(1) 狭あい道路について

(2) 不動産取引における図面の位置づけの明確化について

4 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項

(1) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応について

(2) 土地家屋調査士の司法参加に関する課題対応について

5 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項

6 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供について

(2) 防災関係の情報収集及び提供について

### ● 研究所関係(三田研究所長)

令和元年度に策定したそれぞれの研究テーマについて、連合会会報で研究中間報告として掲載し、会員向けに公開しながら、本年度末の取りまとめ報告へ向け関係行事への参加等により、研究過程について可視化しながら進めている。

また、地籍問題研究会ウェブサイトにおいて公開されている第27回定例研究会では、各研究員の研究報告として、テーマごとに動画を作成しており、連合会ウェブサイトの会員の広場においても公開を開始している。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究

(2) 測量技術に関する研究

(3) 不動産取引に関する研究

(4) 国土が抱える問題に関する研究

2 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化

(1) 地籍問題研究会との連携

(2) 日本登記法学会との連携

(3) 関連学術団体等との研究交流

3 会長から付託された事項の研究

## ● 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係(日野研修部長)

### 1 第15回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

#### (1) 法務大臣の指定

土地家屋調査士法施行規則第10条第1項の規定に基づき行う法務大臣への指定申請について、令和2年5月25日に法務大臣に申請書を提出し、令和2年6月25日付けで指定を受けた(「官報」令和2年6月25日、本紙(第278号)〔告示〕掲載)。

#### (2) 特別研修の実施

全区分合計108名の受講者を対象として、令和2年7月10日から同年9月12日まで約2か月間にわたる同特別研修を実施し、101名が考査を受検し、同年11月30日に同研修の修了者101名に対して、修了証明書及び考査成績証明書等を発送した。

#### (3) 実施に係る助成

### 2 第16回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

#### (1) 実施日程

第16回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定である。

＜第16回実施予定＞

基礎研修 令和3年7月9日(金)～11日(日)

グループ研修 令和3年7月12日(月)～8月19日(木)

集合研修・総合講義 令和3年8月20日(金)～22日(日)

考査 令和3年9月11日(土)

#### (2) 実施会場

実施日程が延期後の2020東京オリンピック(7月23日～8月8日)及び同パラリンピック(8月24日～9月5日)の期間と重なること、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況下において、あらかじめ会場を設置する地域を受講者に示した形で会場設置する(映像教材について、ストーリーミング配信による実施を検討している)。

#### (3) 受講者募集

第16回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について、1月上旬に各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ周知することとしている。

## ● 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(小野副会長)

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の計画

準備については、広報部役員を中心とした実行委員会を設置して対応している。

### 1 登記制度創造プロジェクト

各土地家屋調査士会のプロジェクトについては、令和2年11月30日付け日調連発第276号をもって実施内容の報告方についてお願いした。

なお、各土地家屋調査士会の実施内容は、本会議の説明事項としている。

### 2 シンポジウム・懇親会

#### (1) シンポジウム(約600名参加)

令和2年10月26日(月)に東京国際フォーラムにおいて、連合会、全国土地家屋調査士政治連盟及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の共催シンポジウムを開催した。

#### (2) 懇親会(中止)

### 3 研究論文

#### (1) 土地法制と土地家屋調査士の使命

執筆者 小柳春一郎 氏(獨協大学教授(地籍問題研究会代表幹事))

#### (2) 所有者不明土地問題と土地家屋調査士の役割

執筆者 吉原祥子 氏(公益財団法人 東京財団政策研究所 研究員・政策オフィサー)

#### (3) 土地家屋調査士法改正と土地家屋調査士の未来

執筆者 寶金敏明 氏(弁護士)

### 4 各ブロック協議会のシンポジウム等との連携

### 5 記念業務提携

7月31日(金)にライカジオシステムズ株式会社と業務提携の協定書を交わし、8月13日付け日調連発第161号をもって各土地家屋調査士会長宛てにお知らせした。また、会報9月号に締結式の様子を掲載した。

今後、公益社団法人全日本不動産協会との事業提携基本協定書を取り交す予定である。

### 6 写真コンクール(実施)及びゴルフ大会の記念事業化(中止)

### 7 記念グッズの作成について

### 8 記念誌の作成

### 9 書籍『建物認定』出版への協力

## 5 連合会が取り組んでいる事項等の説明

(1) 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について(山本総務部長)

各土地家屋調査士会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、令和2年度の定時総会の開催方法等について苦慮してきたところであり、その開催については、会則と異なる形式等、各土地家屋調査士会の判断により、様々な方式で開催することとなった。

令和3年度の定時総会も、同様の対応が必要になる可能性もあるため、各土地家屋調査士会から土地家屋調査士会会則の改正等について照会があり、今後、土地家屋調査士会の定時総会においても、感染症拡大や災害等により通常開催ができない場合にも対応できるよう、土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について協議が行われた。

また、土地家屋調査士会における理事会の開催方法についても、照会があったことから、同様に対応できるよう、土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について協議が行われた。

- (2) 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- (3) 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- (4) ブロック協議会及び土地家屋調査士会への助成について
- (5) 年次研修について
- (6) 登記制度創造プロジェクトについて

## 2日目

### 6 令和3年度における連合会事業方針の説明

- (1) 令和3年度事業方針大綱(案)について

令和3年度は、令和2年度の事業方針大綱を継続し、更に一歩進んだ取組を進めていくこととし、下記の6項目を推進することとした。

- 1 「土地家屋調査士業務関連諸規程、マニュアル等の整備」
- 2 「研修体系の確立と義務研修の実施」
- 3 「不動産登記法第14条第1項地図作成作業、地籍調査事業への参画及び提言」
- 4 「不動産の管理人、土地境界の管理業務への参画」

- 5 「各種関係団体との連携強化」
  - 6 「日調連と各土地家屋調査士会の組織強化と連携」
- (2) 令和3年度各部等事業計画(案)について  
各部等から令和3年度の事業計画(案)の説明がされた。

### 7 意見交換・情報交換

意見・情報交換では、会費、日本における経済、各事務所の経営及び連合会役員の選任等について、活発な意見・情報交換が行われた。

### 8 閉会の言葉

野中副会長から閉会の辞が述べられ、会議が締め括られた。



### おわりに

会議における質問・要望等の事項では、連合会会則の改正、年次研修、電子会議、土地家屋調査士法人の解散、報酬額及び土地家屋調査士業務取扱要領等に関する様々な質問・要望等が行われた。

通常開催が行えない状況下においての総会の在り方、役員改選の在り方に関しては、本質的には法改正が必要ではあるが、令和3年度の対応に関しては特に注視したい。

今回の全国会長会議は、初めての試みである電子会議であったが、おおむねスムーズな進行に見えた。

この記事執筆している令和3年1月14日現在、新型コロナウイルス感染症の終息がまったく見えず、会務及び日常業務が非常にやり難い状況にあるが、連合会、各土地家屋調査士会及び各会員が協力し、何とかこの難局を乗り越えて行きたい。

広報員 石瀬正毅(東京会)

# 地籍問題研究会

## 第28回定例研究会概要報告

地籍問題研究会幹事 大星 正嗣(土地家屋調査士)

2020年3月に予定していた地籍問題研究会定例研究会を、2020年11月14日、第28回定例研究会として開催することができた。今回は、全国の自治体が民間の専門家を交えて組成している「空き家対策協議会」等に参加している土地家屋調査士に向けて、全国に増え続ける空き家・空き地につき、世界の先進的な取組や、我が国の現状を、特徴的な事例も含めて紹介された。この報告で明確になった課題、問題点を全国各自治体の協議会等に参画している土地家屋調査士と情報共有し、社会に発信していく一助となることを願う。

第1部の野澤千絵先生(明治大学政治経済学部教授)の講演では、冒頭で、空き家問題の根本的な要因として、相続等が発生した後、遺品、仏壇等の整

理や建物売却等に親族の反対があったり、その他自身の思い出深い遺品は捨て難いなどという思いから「取りあえずこのまま置いておく」という意識が働き、問題を先送りしてしまう結果、その間に所有者の高齢化が進み、解体リフォーム等を実行しようと思ってもその費用の負担感が大きく、放置されてしまうことが多いとの説明があった。

その予防策として「住まいの終活」を強く推進することが最重要課題であり、空き家となっていく過程で、フェーズ別の現状に対応することが急務である。

終活のポイントとして、空き家は1年以内にその利用法を検討すべきであり、地域の信頼できる不動産会社や買取再販事業者等との連携、地域に根差した「まちづくりNPO」「空き家バンク」等と情報共有することが大切である。また、地方によっては空き家になる前に登録する「活き家(いきや)」という制度や、世界の先進事例としてデトロイトのランドバンクやイタリアシチリア島のカンジ村の事例も紹介された。

第2部のパネルディスカッションでは、「空き家問題に対応する土地家屋調査士の現状」をテーマに、当研究会代表幹事の小柳春一郎氏のコーディネートで進められた。

最初の課題は、各自治体の協議会等に土地家屋調

**地籍問題研究会**  
**第28回定例研究会のお知らせ**

地籍問題研究会では、このたび、第28回定例研究会を下記の日程にて開催するはこびとなりました。

■日時 令和2年11月14日(土)13:00~

■開催 オンライン(ZOOM)開催(要申込み、受講用URLは前日までにメールにて通知)

■申込方法 「氏名」メールアドレスを記載して、下記アドレスまで、電子メールでお知らせください。  
申込先 : matsubara@kajo.co.jp (地籍問題研究会 事務局)

■テーマ **空き家問題を考える～各地の土地家屋調査士の先進事例に学ぶ～**

主催: 地籍問題研究会

■13:00-16:30 地籍問題研究会・第28回定例研究会

13:00-13:05 開会及び主旨説明 大星正嗣 氏(当研究会幹事)

■第1部 講演

13:05-14:00 住まいを「終活」する  
～住まいのエンディングノートが当たり前となる社会を目指して～  
野澤千絵 氏(明治大学政治経済学部教授)

(休憩)

■第2部 空き家問題に対応する土地家屋調査士の現状

14:10-16:00 パネルディスカッション

コーディネーター  
小柳春一郎 氏(獨協大学法学部教授・当研究会代表幹事)

パネリスト  
正井利明 氏(大阪土地家屋調査士会)  
堀越義幸 氏(群馬土地家屋調査士会)  
上田尚彦 氏(神奈川県土地家屋調査士会)  
百原祥子 氏(東京財団政策研究所・当研究会幹事)

16:00-16:30 総括及び閉会挨拶  
舟橋秀明 氏(金沢大学大学院法学研究科准教授・当研究会幹事)

※地籍問題研究会令和3年度通常総会及び第29回定例研究会のご案内  
地籍問題研究会令和3年度通常総会及び第29回定例研究会は、下記の日程で開催される予定です。  
日時:2021年3月6日(土)

場 所:東京都千代田区・日比谷コンベンションホール  
※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、変更される可能性があります。

事務局長 岡田康夫(東北学院大学法学部教授)  
電話 03-3953-5757(代) FAX 03-3953-5772  
電子メール makabe@kajo.co.jp(担当:編集部 真壁)



第2部コーディネーター・小柳春一郎代表幹事

査士が関与できていないのは、協議会等の中で何ができるのか理解されていないことが問題ではないか、との質疑があった。土地家屋調査士は、空き家バンクをデータ化するときや、空き家予備軍といわれるフェーズ1の空き家に対する資料である現地調査書等を専門分野としており、大いにアピールすべきという意見があった。また、空き家、空き地を少しでも減少させるための対応では、対象地域を限定して地域居住者のスキルアップを図っていくことや、防災、災害をキーワードにミニ再開発を実施しているところでは、自治体が空き家、空き地の寄附を積極的に受納している、との報告があった。

また、地域住民が空き家を借り受け、住民総出でリフォームをし、災害時には避難所として使用したり、日常的にセミナーやワークショップ等地域の拠点として利用されている事例が報告された。その他の事例として、隣接の空き家、空き地を購入する場合自治体からの補助金制度や、農地取得の制限規則が農家住宅を一体として購入を希望する場合緩和される自治体があることも報告された。

そのほか、群馬県富岡市の「特定空き家等の防止を促進するための空き家寄附受入れ制度」や同県太田市の「空き家所有者等の個別相談事業」等の特徴的な事例も紹介された。

2回にわたり全国の土地家屋調査士会に対して実施されたアンケート調査の結果報告では、協議会に参画している土地家屋調査士は、2015年と比較して、2018年では2倍以上となっているが、ほとんどが取組を始めたばかりで、活動状況にはかなりの格差があることが明らかとなった。今後空き家対策に積極的に関わっていくために、先進的な各土地家屋調査士会の活動状況を周知することや土地家屋調査士としての調査権限の拡大、課税情報の開示等を求め、更なる情報共有が必要との報告があった。

第2部の後半では、フロアからの「空き家問題解決には出口戦略がない」という意見に対して議論がされた。現在増加している空き家は、高度成長期の人口増加が前提となっており、政策転換が必要である。また、空き家の問題は、まちづくり全体のグランドデザインの中で一定のエリアを設定し、再生し

て、それを拡大していく手法で都市計画を検討すべきである、との議論があった。世界の事例として、アメリカ・クリーブランドでは住民の減少で住宅地の空き家が多くなり、一定のエリアを農業地域として再生し、活性化した事例が紹介された。また、老朽化したマンションは社会問題となっており、今後は建築する際に将来に向けて居住者から処分に関する同意を前もって取得しておく等、取り壊し費用、建て替え費用についても期限付きでプールする仕組みが必要なのではないかとの意見があった。

最後に、当研究会幹事の舟橋秀明氏から、この度の定例研究会の総評として、まとめの報告があった。空き家を未然に防止する観点から、終活の必要性を強く意識し、空き家予備軍といわれるフェーズ1に対して、土地家屋調査士は、その調査、測量や地域に根差した不動産業者とのネットワークや、専門分野を活用した情報収集能力を発揮すべきで、各自治体に派遣されている土地家屋調査士はこの点を積極的にアピールすべきである。また、空き家は土地の問題と集約することができ、その処分は所有者の問題として取り扱われ、放置されると所有者不明土地につながっていくと理解している。これらを解決するため、空き家の直面するフェーズごとに土地家屋調査士の調査能力が発揮できれば、業務としてビジネスチャンスも生まれてくると考えられる。

また、世界の事例としてアメリカ、イタリアが紹介されたが、外国では建物は土地の附属物であることが多く、処分の仕組みも日本とは異なってくる。建物の構造的な違いもあり、特にヨーロッパでは旧市街の歴史的な建造物は外観を残して街並みを形成しているが、各部屋は区分所有で居住者はリノベーションしながら長期に使用されていることが多い。そして郊外の新市街は居住区域として都市計画されているところが多く、参考としたい。

フロアから質問があった「空き家の出口戦略」については、まちづくりのゾーニングで地域毎に役割分担をし、住民参加のまちづくりを提言、また、空き家の種類や地域によって市街地、農村地域等その関わり方を変えて提言すべきである、と総括した。

# 自然災害と向き合う

## —今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

### 「明日への希望と使命」

岩手県土地家屋調査士会 金 哲朗

「平成23年3月11日、午後2時46分、牡鹿半島の東南東130 km、深さ24 kmを震源とするマグニチュード9.0、震度7の巨大地震発生、間もなく大津波襲来、大船渡、陸前高田の両市で合わせて2,400人を超える死者、行方不明者か？ 流失、全壊家屋は約7,000棟以上」と当時の私の手帳に走り書きされている。

正に千年ぶりに襲来した大津波を目の当たりにした時、その恐るべき大自然のなせる破壊力に驚愕し、悲惨な状況が眼前で繰り広げられた非現実的な正に歴史の現実にも自らが立会、体験するとは想像すらしなかった。

あの時の目を覆うばかりの町の状況と、形容し難い悲観的絶望感はその場に居合わせ、そして体験した者のみに生涯癒えることのない深い傷となって今なお脳裏に深く刻まれており、生きている限りその傷痕は消えることはない。私もその中の一人である。

津波にのみ込まれ忽然と消えた我がふる里、破壊され廃墟と化した瓦礫まみれの我が町に呆然と立ち尽くしたとき、10年を経過し今眼前に映る町の風景を誰が想像したであろうか。

今は当時の懐かしい町並みは記憶にのみ残像として焼き付けられ、かつての町の中心街は基盤整備事業の一環として土地区画整理事業による町づくりが進み、岸壁には津波の侵入から町や人々を守るために作られた城壁を想わせる巨大なコンクリート製防波堤が出現し、以前の懐かしい町並みは消失し、埋め立てられ、かさ上げされ、正に新しく復活した創造的、現代的な町へと大きく変貌を遂げつつある。

ハード面での震災復興事業もそろそろ終盤を迎え、行政面で復興の中心を担ってきた市の復興局も今年度で廃止される予定であり、復興事業そのものも、10年目の節目を迎える中、やがてはその役割を終えようとしている。我が町はいわゆる「復旧」されるわけではなく、新しく創り直す「創造的復興」である。そのため今後どのように変貌していくのか今は想像すらできない。

正にこのような時代背景を捉えながら、令和2年8月1日改正土地家屋調査士法が施行され、その第1条に「使命」の文言が明記された。

あの震災から間もなく10年を迎えようとする時、私は改めてこの使命規定の創設に職能専門家とは何か、改めてその意義を問い質す機会と、暗がりの中で一筋の光明を捉えたような安堵感と、未来へとつながるであろう我々の制度に対する期待感を見いだすことができる。

震災直後、瓦礫処理の重機やダンプカーが往来する中、連日のように粉塵と汗にまみれながら、内陸から多くの土地家屋調査士仲間が駆けつけ、法務局指導の下、津波により流失し、破壊された膨大な数の家屋の職権による滅失建物調査に携わった。

また新たな復興道路の整備促進事業、被災者の高台移転に関わる防災集団移転事業等に専門知識と経験を駆使して被災地域の復興に積極的に参画し、復興事業達成の大きな原動力となり、土地家屋調査士の地位の向上に多大な足跡を残したことは、誰もが認める周知の事実である。

今日我々が携わった復興事業の成果について検証するとき、単に専門家としての災害に関わる専門技術的な面での貢献、あるいは数量的な面での成果は当然評価されるべきことはいまでもない。そのことは東日本大震災に限らず、各所の災害発生時において土地家屋調査士が活躍している実態がそのことを証明している。それに加えて最も重要な要素としては、専門家として、あるいは資格者として、その根底にある被災地の復興を願う土地家屋調査士としての「使命感」の存在と、それを支える高い「職業倫理」の存在を挙げることができる。少なくとも私も復興事業に携わった一人として、そのように認識しており、復興事業達成の礎となったことを高く評価したい。

「使命」が法律として明記されたことについては、土地家屋調査士の一人として、職業倫理に対する認識を新たにすると同時に、現代の熾烈な競争社会の

中で、我々が資格者として生き残りを模索するとするならば、まずは我々の職業と資格者とは何かについて再認識する必要がある。正に「使命」とは資格者にとっての要であり、職業倫理上の基本的要素でもある。そして我々の制度を後世へとつなげるためには、その姿勢を常に社会から問われ、あるいは自ら自問し、自覚が求められる必要不可欠な要件でもあろう。

行政が復興事業の目安としてきた震災から10年を経た現在、防潮堤や道路整備等の基盤整備事業、所謂ハード面での復興事業もそろそろ終盤の時期を迎え、今後は震災により中断し、あるいは失われた経済活動の復興、そして外部へ向けての被災地としての新たな、かつ有効な資源や財産の利活用の模索、同時に、住まいや職を失い他地域へと流失した人口回帰への対応等々、さらに加えて震災後に噴出した種々の想定外の社会問題等に対する対応等、山積した問題への取組から未来へ向けての新しい町づくりへと舵を切る時期を迎えており、このような行政施策に呼応して、我々もそのような新しい時代に対応した新しい発想と、同時に専門家としての立場から共に手を携え、復興に協力する謙虚な姿勢が求められることはいうまでもない。

改正土地家屋調査士法では専門家としての「使命」規定が明記されたことと併せ、衆議院法務委員会において附帯決議がされた。その中で政府が格段の配慮すべき事項の一つとして「空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見や財産管理、筆界確定等についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ること。」が決議されている。

空き家問題、所有者不明土地問題が新たな社会問題として顕在化してきている現状を鑑みれば、今後

はこれらの問題にも積極的に関与することが職能専門家としての義務でもあり、同時に社会の要請でもある。そして時代が求める新たな職域の拡大にもつながるものとして積極的に受け入れることが求められる。

震災後の「復興感」は千差万別である。津波により大切な家族、平和な家庭を奪われた被災者にとっては、10年経過した今なお、平成23年3月11日で時間が止まったままであり、目に映る街の復興は単なる外形的な別次元の世界でしかない。このような現実も我々は忘れてはならない。

平成27年の夏、我が大船渡の市街地を一望する高台にある中学校敷地の一角に「震災からの復興を願う石碑」が建立され、その隣には基準点が設置された。

日本土地家屋調査士会連合会元副会長の大星正嗣先生が遠方から幾度となく足を運び、この地への設置に至ったものである。

石碑には日本土地家屋調査士会連合会元会長の水上要藏先生作の震災からの復興と新たな出発を願い「雄叫びの 訝する基地 夏旺ん(おたけびの こだますきち なつさかん)」の碑文が刻まれている。

碑文について水上先生は次のように解説している。「現在は平面的な社会ばかりではなく、宇宙にまで雄飛する時代を考慮して巣立ってゆく若者たちの、雄々しき叫びの訝する故郷が、地球上の一点である基準点によって常に意識される誇りを込めて基地としました。そして森羅万象生氣の満ち溢れた八月を意識して夏旺んとしました。」

正に被災地を勇気付ける、力強い碑文である。そして同時に岩手の土地家屋調査士が復興事業に多大な貢献を残し、震災からの復興の一役を担った象徴として、この石碑を大切に保存し、今後も被災地からのメッセージを発信していきたいと考えている。



大船渡湾の夜明け



復興を願う石碑

# 「東日本大震災から10年の年を迎えて」

宮城県土地家屋調査士会 鈴木 修 高橋 一秀

今年、東日本大震災発災から10年目の年です。どのメディアでも取り上げられる話題です。確かに大地震が起きたのは10年前の過去でしたが、災害としては現在も終わっていません。

実際に被災地に住んでいる立場で、「今、被災地はどんなの?」と尋ねられても「どう答えればよいのか」答えが難しいのです。「完全復興したからご安心ください。」とはまだまだいえず、一方「まだまだ復興の途中で」ということも言いつらいです。「完全復興した。」と言い切ったら、まだまだ困っている方々を切り捨てることになるし、そこにフォーカスしすぎることも伝え方として正確といえるのか分かりません。実際ハード面の復興はやっと100%になりますが、ソフト面はまだまだというよりも、もう震災以前には戻らないかと思えます。

また岩手や宮城の沿岸部の津波などの被害と、福島放射線の被害を語ることはまったく別次元です。全体を「東日本大震災」と括ることが難しく感じています。

その問いを發した方が東日本の何を聞きたいのか、単にご挨拶の言葉なのか、を考えて、それに沿ってできるだけ真摯に答えようと思っています。

この原稿を書くことも大変難しいと思っています。何を伝えられるのだろうか。被災直後からかなり無理をして生きてきたことは間違いありませんが、土地家屋調査士だから特別に復興に貢献できたことがあるのか、それはわかりません。とにかく、被災地に住んでいた土地家屋調査士の一人として、感じたことを書いてみます。

## 1) 発災直後

2011年3月11日14時46分に東北地方に巨大地震が起きました。東北地方太平洋沖地震と名付けられた地震の規模と影響を改めて振り返ると、この地震は宮城県牡鹿半島の東南東130 km沖の海底を震源とするマグニチュード9.0という観測史上最大の巨大地震で、最大震度は宮城県栗原市で震度7、南北約500 km東西200 kmの広範囲全てを震源域とするとてもない規模でした。

その地震による直接的被害と火災・津波・液状化・福島第一原子力発電所事故などの間接的な被害を合わせて、東日本大震災と名付けられました。

関連死を含めて死亡者は約1万9,600人、行方不明者は2,528人(2019年12月)。建物は、全壊12万

1,991戸、半壊28万2,902戸、全半焼297戸、床上浸水1,628戸、床下浸水1万76戸、一部破損73万251戸(2019年12月)。大地震、大津波による建物倒壊、焼失。土砂災害、崖崩れ、地盤沈下、ライフライン断絶、放射線被害等々により東日本の人々の生命・健康・住居・産業などの全てを破壊しました。

## 2) 土地家屋調査士としての初動

土地家屋調査士会としては会員の安否確認が何を置いても最優先でした。ただし、電話も交通手段も遮断され、ガソリンも入手が難しい中で、宮城県の会員全員の安否確認には未確認も含めても8日間も掛かりました。宮城会の会員には幸い死亡者は出ませんでした。これも話を聞けば運が良かっただけでした。

次に、会員の生命と健康が一番ですので、支援物資の運搬などでも積極的に動きましたが、まだ余震の残る危険な中でそのような活動を土地家屋調査士会としてやるべきかは議論の残るところでしょう。各会も今のうちに議論しておく必要があると思います。

その後は事務所を失った会員を優先に、全国に提供をお願いした中古測量機器などの支援をしました。全国の多くの物心の支援が会員のモチベーション維持においても本当に助かりました。

## 3) 土地家屋調査士としての復興業務

土地家屋調査士としての動きとしては、被災地に行って巡回相談を受けました。そしてすぐに法務局と地盤変動の後の登記測量をどのように考えるべきか協議しました。

復興事業が進むにつれて土地家屋調査士が担当した復興業務としては、以下のものがありました。

### 法務局の復興業務

「倒壊建物の滅失調査」(58,000件)職権による滅失登記のための資料調査・現地確認調査を行いました。

「地図の被災状況実態調査(精度検証)」(県内500ブロック7,500点)法第14条地図地域において、地震による歪みの有無を地図の精度区分と比較し検証しました。

「地図の街区単位修正作業」(12地区)法第14条地図地域において、国土地理院の変換パラメータではズレを解消しきれない箇所について、街区単位で変換し地図の修正を行いました。

「土地境界復元作業(一筆型地図修正作業)」(7地区)法第14条地図地域において、土地の移動が均一ではなく、変換の手法ではズレを解消しきれない箇所について、一筆単位で調査を行い地図の修正を行いました。

「震災復興型登記所備付地図作成作業」(9地区)地図に準ずる図面の地域の中で、特に震災復興のために必要とされる地域について登記所備付地図を作成しており、現在も継続作業中です。

### 官公署(国・県・市町)の復興業務

被害を受けた海岸・河川・道路の復旧事業、堤防機能を有した高盛道路の建設事業、JR常磐線・仙石線の内陸側への移設事業、防災集団移転事業、災害公営住宅整備事業等について登記・測量業務で復興をサポートしてきました。

### 民間の復興業務

境界標の破損や不明箇所についての相談が増え、建物の再建築、移転新築等に関する建物登記業務や宅地の分譲事業が増加し対応に追われました。また、地震保険の支払いのための保険会社による建物被害の調査員として活動した会員もいました。

上記地震保険調査など復興の過程で発生した新たな業務がありました。これは法第3条業務にかかわらず、土地家屋調査士の職能を有するからこそその業務です。これ以外にも今回の相談や業務の実績を踏まえて、今から多方面の研鑽を積んでおけば、より役に立つ業界になると思います。

### 復興事業の問題

震災により全てががれきの山になったときに、現場では道路形状すら分からなくなりました。地図の整備が不十分な土地では官民の境界すら不明になり、地図整備地区よりも工期が延びる原因となりました。また建物についても全壊建物はがれきですが、半壊建物には権利がありますので所有者が明確でないと工期が延びる原因となります。工期が延びる原因は、もちろん他の複合的な問題もあるのですが、高台などの完成に時間が掛かり、当初の移転希望者が完成時には移

転しないという問題が正に今発生しています。これが自治体内のコミュニティの崩壊につながっています。

### まとめ

東日本大震災だけでなく、阪神・淡路大震災(1995年1月17日)も、熊本地震(2016年4月14日)も、北海道胆振東部地震(2018年9月6日)も、北から南まで全国で地震とその被害を経験しています。もう日本国中どこに大地震が発生しても、想定外という言葉で逃げることはできません。日本人は嫌なことは考えたくないという気質があるようです。しかし、国土を守り、仲間を守り、家族を守るために、この経験を国民共通の認識として、個人としても業界としても継続してもう少し真剣に考え続けるべきだと思っています。

土地家屋調査士の職域だけなら直接できることは少ないと思います。ただし、土地家屋調査士業務は普段から周辺の制度や業界を広範囲に見ている業務です。震災復興業務を直接見てきた土地家屋調査士には、発災の前にやるべきこと(事前復興)は見えていたはず。だからこそ、それらを今からやるべきだと思っています。

例えば一般業務としての地積測量図は不動産登記法にかかわらず、できる限り公共座標で測量すること等も大事だと思います。実際に引照点からの測量は引照点が亡失したら使えません。公共座標である限り、地殻が変動しても相対的な位置形状は確認できるので復興工事も早く進むはず。また、未登記建物の解消も復興や補償には重要な要点だと思います。狭あい道路の解消も正しく減災に通じる土地家屋調査士の業務です。

土地家屋調査士だけでは解決できない部分が多いけれど、土地家屋調査士だから気が付いたことは、これらも業務として、学問として、立法提案をし続ける必要があります。

土地家屋調査士個人として、宮城会として、東北ブロックとして、東日本大震災を経験した者として発信し続けるつもりです。今後ともご指導とご支援をお願いいたします。



常磐線坂元駅



気仙沼市鹿折地区



仙台台務局気仙沼支局

## 「被災後の復旧・復興、現状報告」

福島県土地家屋調査士会 澤田 法明

朝起きてご飯を食べて仕事場に行く。現場に行ったりパソコンに向かったり、お客さんと会う。夕方になれば家に帰って奥さんと子供と過ごして少し夜更かしして寝る。平成19年に開業してから収入面には多少不満、不安もありましたが何とかやっていたいました。私も皆さんと同じように誰もが感じている幸せな「日常」を過ごしていました。

私が生活しているいわき市の勿来(なこそ)地区は茨城県との県境にある人口約50,000人のいわゆる田舎町で、農村部もありますが火力発電所などの産業もあり、小さい町の割には飲み屋さんが多いところ。そして東側には太平洋があり、どこまでも水平線を見渡すことができます。

あの日の14時46分に、穏やかな日常を破壊するとてもないエネルギーを体感しました。事務所にいた私は外に飛び出し、激しい揺れを感じながら道路のアスファルトに亀裂が入ると地中の水道管が破裂し水が噴き出すのを目の当たりにしました。遠くの工場ではサイレンが鳴り響き、近くの火力発電所では圧力弁を開放する「ボンッ！ボンッ！」と破裂音が聞こえました。最初の揺れが治まると、余震が続く中、妻と息子の安否を確認するために1キロほど離れた自宅へ走りました。二人が小学校に避難したことが分ると、そのまま歩いて事務所に戻りました。パトカーや消防車のサイレンが鳴り響き喧騒が冷めやらぬ頃「津波が来るぞー！」と叫び声が聞こえ、事務所の目の前にある6階建ての病院にすぐ避難しました。病院の看護師さん達と寝たきりの患者さんを上階に運ぶ手伝いをしていると、窓から見下ろす景色が途端に変わっていききました。大声で避難誘導する警察官、あふれ出た水に流される自動車、その屋根に必死につかまっている人。あとで聞いたら津波が直接襲ったのではなく、近くの河川が決壊して流れ込んだとのことでした。それから怖くて震えている入院患者のおばあちゃんを励ましたり、1階の水の掻き出しを手伝い、妻と息子のいる小学校に着いたのは夜の10時頃でした。そこでは多くの人々が避難していて家族の安否確認や情報交換をしていました。まだ一年生だった息子はいつの間にか寝落ちしていましたが、私を含めたほとんどの大人たちは不安を抱え、ニュースの音と時々起る余震と気持

ちの悪い地鳴りに怯えながら朝まで過ごしました。

自宅は断水していたので、水道が生きていた近くの実家に身を寄せ避難生活が始まりました。安心したのも束の間、今度は福島第一原発の事故が起きました。当時はガソリンスタンドも長蛇の列ができていて避難するための燃料が手に入らず、どうする事もできませんでした。幸いにも実家は福島第一原発から60キロ離れていたのもこのまま静かに避難生活を送ることにしました。もともと農家なので米だけは大量にありましたが、家族全員のお腹を満たすには食料が不足していたので、たまに開店の情報が入ると(ガセネタもありましたが)スーパーに開店4時間前から並び、待っている時間は一緒になったお客さんと他の被災地の話をして時間をつぶして過ごしました。

11日ほどの避難生活でしたが自宅と事務所の水道が復旧し、残している仕事も気になっていたのもいつもの日常を取り戻す決意をしました。

まずは事務所の大掃除からスタートしました。築40年の木造の事務所は倒れずにいてくれてありがとう！という感じでしたが、狭い玄関と外は水が引いた後の泥が乾いて砂埃になりマスク無しでは過ごせませんでした。掃除と片付けが終わり取引先との連絡もできたので、やっと法務局に申請と受領に出向くこともできました。普段とは違って作業着と傍らにヘルメットを用意してある職員の方、我々と違って自由が効かない分、不安もあったと思います。「お互い無事でよかったですね」と話したのを覚えています。

当時はコンビニも閉まっていて、自販機も全て売切れ状態だったので、その後に伺ったお客さんから頂いた「バヤリースオレンジ」の味は今でも忘れられません。あの時小学校が長い春休みになっていた息子も一緒にいて、久々の甘いジュースのおかげでとびきりの笑顔を見せてくれました。そのせいか17歳になる今でも「バヤリースオレンジ」が大好きです。

津波の被害に遭った近くの地区は、倒壊した家屋や塩水に浸かってもう動かない自動車、浸水した工場、事業所の再建にはまだまだ遠く困難な状況が続いていましたが、私の事務所は滞っていた登記の仕事も含め、月をまたいだ4月には何とか震災前の状態に戻りつつありました。しかし、困難は再び訪れます。4月11日、12日に震度6弱の余震が起きました。この地震はいわゆる縦揺れのもので、3月

の地震よりも建物に与えるダメージは大きかったのです。商店街のショーウィンドウは割れて、駅裏の結婚式場は土台から折れていました。私の事務所は倒壊こそ免れましたが、平衡感覚が失われるほど傾斜がついてしまいました。それでもむき出しになってしまった柱を自力で補修し、雨漏りのする屋根を直し、仕事に支障がないまでに直しましたが、予算がない中でも新しい事務所の必要性を考えるようになっていきました。

年が明けて平成24年になったいわき市ではインフラの整備はもちろんのこと、復旧や防潮堤の整備が急ピッチで進んでいきました。私たちも法務局から地震、津波による倒壊建物の職権滅失登記の調査や公費で解体する罹災建物の調査など、行政と協力し合って多くの仕事をしました。また、この頃から原発事故により故郷を奪われた方たちがいわき市に多く移住してきたので、地元を問わずハウスメーカーや不動産業者は宅地造成に躍起になり、市街化区域の農地はいわき市から消えたのでは？というくらい分譲地が増えていきました。我々いわき支部の会員もその渦に巻き込まれて、多忙のために待っていらした仕事も含め、今日までその忙しさは残っています。

多忙を極めるその頃に、代替わりをした地主さんから事務所の敷地を売却したいとの申出があり、本腰を入れて事務所を建て替える計画を考え始めました。総工費の約3分の1が支給される福島県の助成金と全国の皆さんからの義援金を頼りにして、友人

に設計と見積りを頼むまで行きましたが、肝心の移転地が見付からない日々が続きました。仕事に追われる中、条件の良い所を探すのは困難でしたが、今の地主さんと出会うことができ、いよいよ新しい事務所を建てる準備が整いました。

自己資金の範囲でやりくりしようと思っていましたので、建設業を営んでいる友人の手を借り、自分が元請になって基礎工事、プレハブのユニット設置、電気工事、給排水設備の手配をしました。その他の内部の塗装、床張りは自分で行い、ネット環境も含め準備が整い、引っ越しをしてやっと仕事ができるようになったのは震災から2年たった平成25年の6月でした。

それから6年もたったと思うと実感が湧きません。皮肉なのは震災前より仕事が増えて忙しいのですが経済的に潤っていることです。前述の宅地造成もそうですが、新しい顧客も増えたり大きな仕事ができるようになりました。不思議です。ここに書ききれない、幸せなこと不幸せなことも10年間で色々ありましたが、地震や津波、原発事故で大変な思いをしている方々と比べれば自分は幸運だと思います。そう、ただラッキーなだけだったと思います。

今はもう私にとっての東日本大震災は一区切り着きました。同じような災害はもう勘弁してほしいのですが、何が起きるか分かりません。もちろん災害に備えることが一番大事ですが、その時に何かできなかったとしても、治まった後にうまくできたなど思えるスタンスで今日も過ごしています。

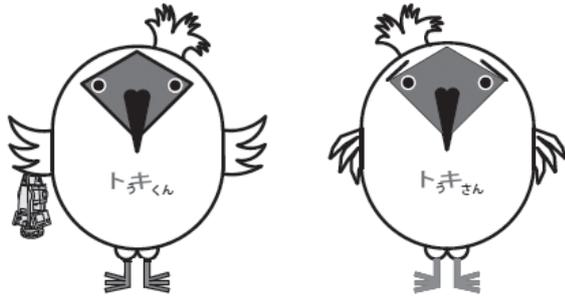


右の平家が旧事務所



現在の事務所 平成25年に建築

## 新潟県土地家屋調査士会



新潟会会員が作成した、新潟会マスコットキャラクター  
「トキくん」「トキさん」

新潟県は、日本海沿岸のほぼ中央部に位置します。東側には朝日山地、飯豊山地、越後山脈が連なり、西側は西頸城山地及び白馬山地の山々に囲まれ、これらの山岳に源を発する日本最長の信濃川、阿賀野川の流域に日本海沿岸随一の広大な越後平野が広がっております。また、朱鷺や金山で有名な佐渡島、わっぱ煮が有名な粟島を有しております。

気候・風土はおおむね阿賀野川を境として、以南は北陸型、以北は東北型に入ります。法務局としては「東京法務局管内」の「関東甲信越静地方」に属しながら、国土交通省の地方整備局としては「北陸地方整備局」で本局の所在地。NHKは「関東甲信越」扱いです。民放では愛知県を含む「中部地方」に扱われることもあります。最近のNHKの天気に関する報道では、「北陸」でも「東北の日本海側」でもなく「新潟」となっています。

面積は約12,584 km<sup>2</sup>あり、全国第5位の広さです。本州側の海岸線は331.0 kmと非常に長く、砂丘が発達しているところも多くあります。この海岸線の長さは新潟駅から東京駅までの新幹線乗車距離に匹敵し、北東から南西に広がる新潟県の長さを端的に表しています。佐渡島は周囲約280 kmで、北に金北山を主峰とする大佐渡の山地、南は小佐渡の山地が並行して走り、中央部に国中平野が広がっています。

新潟県の総人口は約222万人で、全国第15位となっています。

食べ物などは、南魚沼ブランドが有名な「コシヒカリ」、現在一流歌舞伎役者が広告キャラクターを務める「新之助」が代表する「米」、「久保田」「越乃寒梅」などが有名な清酒に加え、「ルレクチエ」や県産苺「越後姫」などの果物、「南蛮エビ」など日本海の魚

介類も新鮮で山の幸もあり、まさに「食」の宝庫です。

夏の花火も有名で、海の柏崎、川の長岡、山の片貝は「越後三大花火」といわれています。また、自然も豊かです。

COVID-19が収まりましたら、是非新潟県へお越しください。

新潟県土地家屋調査士会も高齢化による退会、廃業者の増加により、会員数は年々減少してきており、この1月1日現在、会員318名、5法人となっております。年間予算約8千4百万円です。前述のとおり、全国第5位の広さであり、法務局も12局存在しており8支部を設置しております。

新潟県土地家屋調査士会会館は、新潟駅から萬代橋を渡ってバスで約5分、そこから徒歩2分ほど歩いた新潟市中央区に所在しています。新潟市は人口約78万人(令和2年12月末日現在の住民基本台帳人口)です。会館は平成20年1月にマンションの3階(100余坪)を取得し、建物の区分所有者となって同年3月に移転しました。事務フロアその他、大人数の会議や最大60名程度の研修会が開催できる大会議室、少人数での打合せ用の小会議室、待合室の3室があります。

事務局職員は3名が勤務しております。円滑な会務運営並びに会員の皆様が少しでも快適に業務を行い、目標を達成することができるよう日々心掛けて業務に励んでおります。

※参考資料：新潟県発行の「新潟県のすがた2020」  
粟島浦村ホームページ



会館

会館入口

# 和歌山県土地家屋調査士会

約650キロメートルにも及ぶ変化に富んだ海岸線と、「木の国」と呼ばれるに値する広大な森林渓谷に恵まれている和歌山県には、国立公園や県立自然公園が多数あり、それぞれが個々にすばらしい景観を誇っており、自然の宝庫です。

2004年7月には、和歌山・三重・奈良の三県に及ぶ広大な「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、春夏秋冬を問わず、日本のみならず世界各国の観光客が、多くの史跡や遺跡に触れるべく、古からの信仰地へと多数足を運んでいましたが、昨年から更には今年になっても新型コロナウイルス感染症の影響で少々寂しい状況が続いていると聞き及んでおります。早くこの状況が終息を迎え、世界各国の多くの皆様にまた足をお運びいただきたいと心から願っております。

他にも自然のみならず和歌山には、テレビや雑誌等にて取り上げられ今では全国的に有名になったご当地ラーメンの「和歌山ラーメン」、や夏の猛暑では特に注目されます紀州みなべの梅干、有田みかんに代表される柑橘系果物や冬の九絵鍋など、ここではご紹介しきれないほど食には恵まれた土地柄だと思っております。

さて、和歌山会は、会員数145名・1法人(県下6支部構成)という小会です。ここ十数年で162名をピークに毎年、会員数の減少傾向が止まらない状況です。

会館は、平成11年8月に建築され、20年以上たちました。鉄骨造4階建ての建物に、1階は駐車場、2階は和歌山会事務局及び境界問題相談センターわかやま相談室、3階は和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局、4階は会議室兼研修会場等多目的に利用しております。場所は、和歌山地方法務局



会館

から徒歩3分の恵まれた立地条件に位置し、また近くには和歌山城もあり、四季折々に美しい姿を見せていております。

現在事務局職員は、玉置・平野・西岡の3名が勤務いたしております。長年、個々に全て違うという勤務体制で職務を執行してまいりましたが、平成26年度から常勤職員が1名増え、常勤職員2名とパート職員1名という体制にて、常に報告・連絡・相談を密にすることを第一に心掛けて会務に当たっております。

現在は、土地家屋調査士会の事務及び境界問題相談センターわかやま、それに全会員の半数近く所属する和歌山支部の事務も一部兼務いたしております。日々、業務に奮闘しておりますが、その分、役員の方々並びに会員の皆様のご協力や温かい励ましの言葉に救われることも多々あり、小会ならではの良さを実感いたしております。

今後も会長のご指導の下、より一層役員・職員が一致団結をして本会の発展のために寄与したいと考えております。

最後に、これから紀州は、本当に美しい季節を迎えますので、是非とも一度足をお運びください。

## 【和歌山県土地家屋調査士会】

〒640-8144 和歌山市四番丁7番地

TEL：073-421-1311 FAX：073-436-8101

E-mail：wacho@chive.ocn.ne.jp

URL：http://chosashi-wakayama.jp/



事務局

## 島根県土地家屋調査士会

島根会事務局は、現在正職員1名と嘱託職員1名が勤務しています。会員数は、令和2年4月1日現在104名が在会しています。令和2年度の予算は、約2,500万円、これは70周年記念事業を考え例年より多めにしています。

事務局は、38年間慣れ親しんできた島根県司法書士会との合同会館を離れ、令和元年10月に島根県立産業交流会館「くにびきメッセ」の3階に移転しました。雨漏り、漏水、耐震強度なしなどと問題を抱えていたため、一大決心し移転となりました。以前にくらべコンパクトになり、会議等は、交流会館の会議室や商談室をその都度借用して行います。同じ会館の大会議室を借用し、研修会を開催することもできます。駐車場は400台収容可能で3時間以内無料となり、車社会となっている地方では大変便利です。また、JR松江駅から徒歩12分と公共交通機関との接続も向上しました。

事務局のある松江市は島根県の県庁所在地であり、松江城、宍道湖、堀川遊覧、玉造温泉と観光地がたくさんあります。日本海側気候のため、冬は曇りや雨、雪の日が多く、いつも雲に覆われています。これにより日差しが少ないためか美肌県1位になることもあります。もちろん事務局職員も美肌です。島根の名産といえば、日本海の魚介類、宍道湖のしじみ、島根和牛などありますが、私のお勧めは「出雲そば」です。「出雲そば」はそばの実を殻ごと碾いて、麺に混ぜるため、一般的なそばに比べて黒みがかかった色をしています。好みによりますが、薬味に「わさび」でなく、「もみじおろし」(大根と唐辛子を搗ったもの)を入れるのが「出雲そば」だと思っています。是非ご賞味ください。

島根県は東西に長く、東部は出雲弁、西部は石見弁と話す言葉が違います。

総会において出雲弁でまくし立てると、西部の会員さんは何を言っているのか分からないことがあるようです。標準語を話すように気を付けなければなりません。

余談ですが、東京の研修に参加したとき、名札に「島根会」と書かれているのを見てか、小声で「島根ってどこ？」という会話が聞こえたのはショックでしたので、もっと島根をPRせねばと思っています。

私のつたない紹介文を読み、皆さんが少しでも島根に興味を持ってくだされば幸いです。

是非、島根にお越しください。

### 【島根県土地家屋調査士会連絡先】

〒690-0826 島根県松江市学園南1丁目2番1号

TEL：0852-23-3520 FAX：0852-27-1051

URL：http://shimane-chousashi.or.jp/

E-mail：simachou@ceres.ocn.ne.jp



島根県土地家屋調査士会事務局入口



執務状況

## 福岡県土地家屋調査士会

福岡県の人口は現在510万人と全国で9番目ですが、福岡市にはこの約3割を占める160万人が集中しており、今後更に増えていくと期待されています。その大きな要因は、福岡市が主導している“天神ビックバン”という都市再開発プロジェクトにあるといわれています。2024年に向けて老地区化した民間の商業施設・オフィスビル30棟を建て替え、天神地区を更に活性化させるという事業です。

また、福岡市の祭りといえば5月の「博多どんたく」や7月の「博多祇園山笠」が昨年は新型コロナウイルスの影響により中止となり淋しい一年でしたが、10月に福岡ソフトバンクホークスが4年連続の日本一となった時は大いに盛り上がりました。

福岡会の会館は福岡市中央区天神の隣町となる中央区舞鶴にあるマンションの2階に入居しています。最寄りの駅は福岡市営地下鉄の赤坂駅で、徒歩7～8分の所です。今の会館となって25年目になりますが、昨年6月にマンションの大規模改修工事をしたばかりです。



会館

会館の近くには、黒田長政公が築いた福岡城址や大濠公園、平和台球場跡地の舞鶴公園や陸上競技場などがあり散策コースにもなっています。また、福岡法務局本局は徒歩2～3分の所にあります。

福岡会の会員数は、土地家屋調査士会員659名、法人会員12法人となっており、支部は16支部で構成されています。この内の土地家屋調査士会員数では10年前は676名、20年前は713名と減少傾向が続いています。

役員数は23名(会長、副会長3名、常任理事4名、理事12名、監事3名)で、事務局職員は6名(男性1名、女性5名)となっています。

職員一同、会の事業執行が円滑に進められるよう日々心掛けて務めていきたいと思えます。

### 【福岡県土地家屋調査士会連絡先】

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目3番4号ライ  
フピア舞鶴201号

TEL：092-741-5780 FAX：092-731-5202

E-mail：info@fukuoka-chousashi.or.jp

URL：www.fukuoka-chousashi.or.jp

### 【境界問題解決センターふくおか】

TEL：092-741-5884



会議室



事務局

## 宮城県土地家屋調査士会

東北の中心地である宮城県は、政令指定都市仙台市を抱え、人口約230万人、太平洋側に位置し、比較的温暖で降雪が少ないのが特徴の県です。1871(明治4)年の廃藩置県で置かれた最初の県名は、仙台県でした。翌年(明治5年)、仙台県は宮城県と改められ、その県名が現在に至っています。県名が変更されたのは戊辰戦争で旧幕府側につき、朝敵となった旧藩名の「仙台」を避けたためと考えられます。新たな県名「宮城」は、「宮城郡」から採られました。宮城郡は、奈良時代、陸奥国(福島県～宮城県)の北辺として仙台平野のほぼ中央部に置かれた郡です。「宮城」の由来には、様々な説があります。宮なる城の所在地、つまり「遠の朝廷」(宮)といわれた多賀城(城)が置かれたことから宮城とする説。宮(奥州一の宮、塩竈神社や陸奥国分寺)と城(多賀城)が置かれたことから宮城とする説。「屯倉」(建造物などを含めた朝廷の耕作地)が「みやき」となり、これを宮城とする説などです。

さて、宮城県土地家屋調査士会館は仙台市宮地下鉄南北線「北四番丁」駅出口から徒歩2分の仙台市青葉区二日町にあり、1階は駐車スペース、2階に事務局、みやぎ境界紛争解決支援センターと2つの小会議室、3階に宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、4階は大会議室を備えております。宮城会は7支部で構成され、会員数は270名と4法人となっております(令和2年12月現在)。役員は23名(会長、副会長2名、常任理事5名、理事12名、監事3名)、事務局職員2名(女性2名)で構成しております。



事務局

仙台市に日和山ひよりやまがあります。かつては標高6メートルで、東日本大震災の津波で削られ消滅したとみられていましたが、国土地理院が改めて被災地沿岸の地形を測量し、2014年4月、標高3メートルの奇しくも「日本一低い山」と確認されました。宮城会はこれにあやかり、より良い「粘り強い」会運営と業務に日々精進してまいります。



会務風景



日和山(仙台市宮城野区蒲生)

愛しき

# 続!! 我が会、我が地元

Vol. 85

## 福島会

### 『はまなかあいづ』

福島県土地家屋調査士会 広報部長 渡部 宏

我が福島会は福島県下に6支部を配し、支部協力の下、会運営を取り行っております。

まず、福島県についてご紹介いたします。2011年に発生した東日本大震災から今年で10年となりました。震災の爪痕は消えたとは言えませんが、少しずつ復興に向けて県民一丸となって歩んでおります。各土地家屋調査士会からの多くのご支援を頂きましたことに、この場を借りて改めまして御礼申し上げます。

福島県は大きく三つの地方に分かれております。西側は、歴史、文化と雪で有名な「会津地方」、中央部は、新幹線が走っており、行政及び経済の中心地域になっている「中通り」。そして東側は、海に面した「浜通り」、比較的温暖な気候であり雪もほぼ降らない住みやすい地域で、「東北のハワイ」ともいわれています。

県土の広さは北海道、岩手県に次ぎ3番目に広く、県のほぼ中心部に磐梯山と猪苗代湖があり、自然豊かなところです。この広さ故、気候、文化、県民性など大きく違いますが、県内を通じていえることは、寡黙で粘り強く、忍耐力に富んだ県民性です。

私の地元は会津若松市で、有名なものと聞かれま

すと、戊辰戦争、鶴ヶ城、白虎隊、馬刺しと地元愛のものしか浮かびません。昨日も馬刺しを堪能しました。

県内では、やはり食べ物が有名です。特に、果物については、サクランボ、桃、梨、ぶどう、リンゴ、柿など様々な果物が楽しめます。米やキュウリといった農産物も有名で、ふるさと納税の返礼品にも多く提供されています。

福島会の事業として、広報及び社会貢献に関する事業について触れたいと思います。

震災をきっかけに、平成28年に石川会さんから共催依頼があり、南相馬市内の小学6年生を対象とした出前講座「地上絵プロジェクト」を開催しました。天気も良く、校庭で地上絵を描くことができ、大変好評だったと感じました。翌年からは、福島会単独で、各支部のご協力の下、毎年開催しております。県内各支部での開催を目指して活動していきたいと思います。

内容は、教室で若手土地家屋調査士による講義を行い、6年生が学んでいる算数の「拡大図と縮図」の理解と測量の歴史及びその技術が実社会でどのように役立つのか、将来どのように活用されるのか理解を深めてもらいました。続いて校庭に出て大きな星の図形を二つ作りました。児童たちは3人1組になって機械を覗く・距離を測る・目標にポールを立てる役割を交代しながら作業しました。土地家屋調査士の的確なサポートにより、半径12メートルの大きな星型が2個描かれ、作業が進み完成が近づくほどに会話も弾み歓声が上がりました。そのほかに歩測を使っての距離当てゲーム、階段を使ってのレベル測量体験、ノンプリズム体験などのコーナーも設けました。本年は、この出前授業と70周年記念事業をコラボして開催予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、断念しました。

広報活動もいろいろ行っており、県民向けにはラジオCMの放送、新聞への全面広告などを実施しております。



ラジオCMは、平成30年から始めました。地元のふくしまFMさんのご協力の下、内容、時間も少しずつ変化させ、「土地家屋調査士」という言葉が広く浸透していけばいいなと思っております。今年、「境界標を設置しよう」「立会に応じてください」「紛争防止」というキーワードで文章を作成し、平日の朝、夕に20秒ほど流しております。

新聞広告も平成30年から掲載を始め、毎年1月末に法務局、司法書士会ともコラボして掲載してお

ります。法務局長、司法書士会長と、福島会長による三者合同インタビュー記事と協賛会員の新聞広告を地元新聞社2社に見開きでの掲載となっているため、インパクトは抜群だと感じております。この広報活動があって、出前授業や各種行事の挨拶に行っても暖かく迎えてもらっております。

このような福島県、新型コロナウイルスが落ち着きましたら、観光、食事などいろいろ楽しめますので、「ぜひ、こらんしょ!!」。



## 島根会 『10年に一度のホーランエンヤ』

島根県土地家屋調査士会 塩治 暁

今年度は土地家屋調査士制度が制定されて70周年になり、島根会でも70周年記念事業の一つとして記念誌の発行に向けて編纂委員の方々が一生懸命準備をされています。この記念誌は10年ごとに発

行されており、今回の内容は各会員の写真や紹介文が載るそうで、手元に届くのが大変楽しみです。

さて、10年に一度といえますと、松江市には日本三大船神事の一つである「ホーランエンヤ」という



剣權



權伝馬船

お祭りが10年に一度の周期で行われます。今回はその「ホーランエンヤ」について少しご紹介させていただきます。

「ホーランエンヤ」は、正式には「松江城山稲荷神社式年神幸祭」といい、松江城内にある城山稲荷神社の御神霊(神様)を約10km離れた東出雲町の阿太加夜神社まで船でお運びし、7日間にわたり出雲国内の安定や豊作をお祈りし還ってくる船神事です。

神幸の曳き船「<sup>かいでん</sup>馬船」の櫂を操る音頭取りと、櫂かき(漕ぎ手)が調子を合わせて唄う掛け合いの言葉が「ホーランエンヤ」の名前の由来といわれています。馬船は、神様の乗った船をお供しお守りする役目をし、松江市の各地区の男性が乗組員となります。ホーランエンヤの唄や、<sup>けんがい</sup>剣櫂と<sup>さいふ</sup>采振りと太鼓による馬船踊りは、先輩(師匠)の指導により伝統が受け継がれています。剣櫂が歌舞伎風衣装で櫂さばきをし、采振りが女姿で艶めかしく身をくねらせて踊りを披露する姿は、川沿いや橋の上などのちょっと離れたところから見てもとても迫力があります。

370年以上の歴史を持つお祭りですが、すごく派手な衣装と踊りで当時の娯楽としても最大級だったのではないのでしょうか。

どれだけ長生きしても人生であと数回見られるかどうかのお祭りですので、お祭り好きの方は是非見に来ていただければと思います。

ちなみに次回開催予定は、ちょっと先ですが2029年です。

## 土地家屋調査士制度制定70周年についての広報活動 記念誌の発行

当会では土地家屋調査士制度制定70周年の記念事業の一環として70周年記念誌を発行する予定です。

今回の記念誌では、島根会104名の会員にとって記念になるものにしたいという会長の思いから、会員全員の写真と寄稿を中心としたページを設けました。文章や写真を通して土地家屋調査士としての顔だけでなく、会員のいろんな姿を窺うことができるものとなる予定です。

## 70周年記念グッズ

土地家屋調査士制度制定70周年を迎え、土地家屋調査士の名前を一般の方に広く知ってもらうために、PRグッズとして「土地家屋調査士のネーム入りLEDライト」を作成し、会員から一般の方に配ってもらえるようにしました。防災グッズとしても人気のLEDライトを配付することで、一般の方にもっと「土地家屋調査士」の名前が目に触れることになればと思います。



## 本年度広報活動

### 伸縮式カラーコーン

現場での作業中に土地家屋調査士の名前を知ってもらえるきっかけ作りと、会員の実務に役立つものとして「土地家屋調査士のネーム入り伸縮式カラーコーン」を作成しました。現場に機械やプリズムを立てたまま、その場を離れないといけないうきなどに役立ててもらっています。



# 一般財団法人日本ADR協会 設立10周年記念シンポジウム ～ビジネスとしてのADRの可能性～

日本土地家屋調査士会連合会ADRセンター副委員長 徳永 哲

令和2年11月20日、一般財団法人日本ADR協会の設立10周年記念シンポジウムが、「ビジネスとしてのADRの可能性」と題してウェブ会議方式で開催された。冒頭、上川陽子法務大臣のビデオメッセージがあり、顕在化していない紛争ニーズの掘り起こし、ITやAIの活用等、多様性の創意工夫が必要であること。また、利用者の視点に立ち利用者とのギャップについての検討が必要であるとお言葉を頂いた。

続く金子修法務省大臣官房司法法制部長からは、ADR制度改善の情報交換、ビジネスとして、利用者側のニーズの分析及び、利用者向けの周知活動に力を注ぐ必要があることのほか、法務省では和解合意の実効性の確保を検討していることや法務省内にODR推進検討委員会を立ち上げたことのご報告があった。

ADR協会の報告とパネルディスカッションの2部構成で、まずは、同協会理事であり京都大学の山田文教授からADR協会の10年の歩み、今後の課題と展望についての報告があった。課題と展望については、研修に関し関連情報の蓄積と体系化する。ADR機関と相談機関等の連携及び情報交換として、サービスとしてのADR業務へのフィードバックを検討、ADR機関の意見及びニーズを収集した上での提案、手続規則の例やオンライン利用等の実務レベルの支援をユーザー又は需要側からの発想へ向けた支援として、利用者によるADR評価、ニーズへの応答の在り方の検討、また、IT化への対応、ODRの実務的検討、ODR関係機関との連携、ADRの社会的意義の対外的発信、働き掛けが必要であるとの報告があった。

パネルディスカッションでは、ADR協会の河井聡弁護士をコーディネーターとして、ADR協会調査企画委員であり九州大学法学部の入江秀晃准教授、同志社大学法学部法学研究科の小倉隆教授、家族のためのADRセンター主宰の小泉道子氏、特定非営利活動法人ITS Japan法務の佐藤昌之氏、東京

大学大学院法学政治学研究科の平野温郎教授、一般社団法人日本不動産仲裁機構理事・株式会社M&Kイノベティブ・エデュケーション代表取締役の平柳将人社長、公益社団法人民間総合調停センターの三木秀夫事務局長(弁護士)が登壇され、日本のADRの現状と課題について、意見が挙がった後、新規参入したADR団体のそれぞれの経緯や実情等が述べられた。

ADRの現状の課題として、特に士業型ADRにおいては、認知度が足りない、予算がない、合意に執行力がないなど、外部的要因に不活性の原因を求めがちであるが、本当の原因は、活動を行うための内発的動機の不在、内向きの議論に終始し、肝心の利用者に向き合っていないことが挙げられた。

新規参入の経緯について、家族のためのADRセンターは、離婚に関する調停では、親ではなく子供に対する対応のために紛争性の低い当事者へのアクセスであることから、そのプロセスに納得して初めて利用しようとする感覚が生まれるとの意見が述べられた。日本不動産仲裁機構からは、弁護士に相談するまでもなく、法の間から漏れてしまう事案があり、専門的調査をしたところで、そこから先は弁護士法にかかる等が開設の理由であると述べられた。

それぞれの実情は、家庭裁判所の敷居は高く弁護士費用も高いが、どこかで話し合いができる場所があればという方が来られるが、まだまだニーズを拾い切れていない。また、潜在的なADRの需要は多いと感じるが、ADR件数が増加するまでは、ADRによる収益以外のところで運営費用を捻出するスキームが必要な状況であるという意見が挙がった。

次に専門性、迅速性、柔軟性について、意見が述べられた。迅速性、柔軟性については、土日も平日夜間も対応、印鑑は不要、遠方に居住する方には、ウェブ会議システムを使って遠隔の調停を実施し、書面のやり取りも紙面ではなく、メールでデータ送信し、オンライン上でなるべく終結する等、当事者が利便性を感じることを実施しているとのことで

あった。専門性については、裁判所はとて面白い制度であるが、調停者の専門性をいかに上げるか。利用者の満足度のほとんどは、調停員とのやり取りであり、そこでニーズをくみ取ることが重要との指摘を受けた。

一方、主題であるビジネスとしての側面においては、各団体ともに非常に苦勞している状況には変わりなく、別のADR機関と調停室、会議室等を共同使用しながら経費を下げたりしていること、手数料の増額は利用者の減少に直結することから案件を増やすことに焦点を置く、団体の社会貢献という位置づけで赤字決算である等が実情であるが、自動車製造物責任センターのように、各自動車メーカーからの固定の収入があるところは、相談、調停共に全て無償で行っている団体もある。

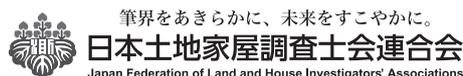
その中で、アメリカではビジネスとして成立している団体もあり、カリスマ調停人に対する報酬だけで、施設の保有等、事業が成功している事例もあるとのこと。ただ、アメリカの訴訟費用は日本よりもはるかに高額であり、訴訟よりもADRを利用する方が金額的にも期間的にもメリットがあるという。それに対し、日本では司法ADRである裁判所に対

し民間ADRは高額となる傾向もあり、ビジネス性で単純に比較することはできない。

最後に、今後の新しいビジネスとしてのADRについて意見が求められた。そこでは、ADRの広報面において利用者に分かりやすい言葉遣いが必要、利用者がどこにいて、どこに広報したらよいのかを考える、団体を構えて待っているだけでは相談は来ない、利用者のハードルを極限まで下げる、ADRに関わる人をもっと増やし、ADRを紹介してもらうところから改める、コスト面で訴訟ではなくダメもとでADRを利用してみる、様々な社会システムにアクセスできない紛争弱者を拾い上げる、公的な支援、例えば会議保険のような仕組み、紛争保険の普及など多種多様な意見が挙がった。

土地家屋調査士会ADRにおいても、これまで、裁判所の調停に準じた運営の規範性、手続の複雑性があり、利用者にとって敷居が高く利用しにくい状況がある。今後、休日夜間の受付、申立手続等の簡略化、ODRを利用した利用促進等、できることから取り組み、そして、なによりも、アメリカのカリスマ調停人のように紛争当事者に寄り添い、利用者が満足する調停コミュニケーションが必要である。

## 土地家屋調査士新人研修のお知らせ



令和3年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり予定しております。

### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 開催日時     | 令和3年6月6日(日) 午後0時40分開始<br>令和3年6月8日(火) 午後4時終了<br>※都合により、開始及び終了の時刻が多少変更となる場合があります。 |
| 開催場所     | 「つくば国際会議場」<br>茨城県つくば市竹園2-20-3   |
| 受講対象者    | 令和3年4月1日までに登録した者のうち、新人研修未修了の会員  |
| 必要書類の提出先 | 所属する土地家屋調査士会を通じて連合会に提出してください。提出期限及び方法につきましては、所属する土地家屋調査士会にお問合せください。             |
| その他      | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、予定が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。                        |

# 会 長 レ ポ ー ト

## R E P O R T

1月16日  
～2月15日

### 1月

#### 19日

**法務省民事局民事第二課との打合せ(土地所有権放棄、土地管理制度等について)**

民法・不動産登記法の改正に当たり、法改正により新設・改正される手続等において、土地家屋調査士の参画の可能性について、法務省民事局民事第二課と意見交換いたしました。

#### 20日

**元法務省民事局民事第二課長小林昭彦氏が執筆した単行本「坂道をゆく」の出版記念セミナー**

法務省民事局民事第二課長、東京地裁、東京高裁時代にも、いろいろお世話になった小林昭彦前福岡高裁長官の出版セミナーに出席いたしました。今回出版された「坂道をゆく」では、江戸時代と現代の地図を基に、その地図で共通する場所にある各地の坂道を紹介されています。土地の筆界の歴史を探索する土地家屋調査士に共通する興味だと思います。是非一度読んでみてください。

#### 22日

**事前打合せ(法務省民事局民事第二課との打合せ)**

第25回法制審議会民法・不動産登記法部会において審議される要綱案について、連合会としての意見調整をいたしました。

**法務省民事局民事第二課との打合せ(第25回法制審議会民法・不動産登記法部会について)**

審議される要綱案について、法務省から事前説明があり意見交換をいたしました。

#### 25日

**第16回調測要領委員会(電子会議)**

法務省民事局からの意見を受け、委員会のメンバーにより最終の確認をしました。印刷に向け最終チェック等よろしくお願いたします。1年半の委員会活動、本当にありがとうございました。

### 全国土地家屋調査士政治連盟 第1回幹部会

**全調政連会長との打合せ(土地所有権放棄等について)**

70周年記念シンポジウムにおける協力に感謝し、これからも協力をお願いいたしました。また、民法・不動産登記法改正の法制審議会の報告と今後の対応について、意見交換いたしました。

#### 26日

**第25回法制審議会民法・不動産登記法部会(電子会議)**

今回の会議で実質的な議論を終結し、要綱案のまとめとなりました。民法の相隣関係では、今回の改正による取扱いの開始によって、余分な紛争が生じないことを願い、不動産登記法の改正では、表題部所有者に対する扱いを早急に検討いただくこと、土地所有権の放棄では、所有権界と筆界に対する考えを整理し適切な対応をお願いしました。

#### 27日

**第6回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(電子会議)**

70周年記念事業の経過報告と今後の事業執行について協議いたしました。記念事業は、可能な執行については委員会の皆さんの努力によって行うことができました、本当にありがとうございます。登記制度創造プロジェクトのまとめや記念誌の出版等、今後の対応もよろしくお願いたします。

#### 29日

**第1回選挙管理委員会(電子会議出席者あり)**

例年より2か月以上早い召集となりましたが、第1回選挙管理委員会を開催いたしました。コロナ禍の中、次回総会における役員改選に当たり、どのような方法等が考えられ、手続の担保ができるのか難しい場面が考えられます。法務省との協議も同時に進めていかなければなりません、大村

委員長、坂下副委員長はじめ選挙管理委員会の皆様よろしくお願いたします。

## 2月

### 2日

#### 第26回法制審議会民法・不動産登記法部会(電子会議)

2年弱の期間でしたが、本日要綱案の取りまとめを行い、部会を終了することができました。所有者不明土地問題の解決を目指し、法改正について審議を行ってきました。幹事・委員・関係官ほか多くの皆様ありがとうございました。是非国民にとって良い制度となることを祈っています。

### 3日

#### 第10回正副会長会議(電子会議出席者あり)

常任理事会において、審議協議される案件の精査を行いました。

### 3日、4日

#### 第7回常任理事会(電子会議出席者あり)

今年度最後の理事会に向け、今回は監事さん方にも出席いただき、連合会会則一部改正、単位会会則モデル一部改正、綱紀委員会規則モデル一部改正、ブロック協議会への助成、年次研修等多くの事項について審議・協議いたしました。

### 10日

#### 法務省民事局民事第二課との打合せ

権全名調政連会長と共に法務省に伺い、入札参加資格に対する啓発、筆界を明らかにする業務、いわゆる土地の所有権放棄の問題について、法務省民事局民事第二課から説明を受け、意見交換を行いました。

## 令和3年度から年次研修制度がスタート！

全国16,000有余人の土地家屋調査士の皆様、こんにちは！

皆様には是非ともお伝えしたいことがあります。この記事を読んだ人は、読んでない人にも教えてあげてくださいね！

内容は、堅苦しく条文でいえば「土地家屋調査士研修制度基本要綱が改正され、第2条の2で、年次研修と新人研修が日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修＝義務研修となりました。」ということです。

年次研修については、制度制定70年を迎えた土地家屋調査士制度の中で、全国規模で全会員に研修の受講義務を課したのはこれが初めてです(※各土地家屋調査士会によっては既に独自の「年次研修」を実施しています)。

対象となった会員はその年に開催される年次研修を必ず受講しなければなりません。各土地家屋調査士会によって細かな違いはあれ、受講しなかった場合には会長指導や注意勧告のペナルティを課することも予定されています。「なんで今さら。」「研修なんて受けなくても今までちゃんと業務してきたよ。」という声が聞こえるかもしれませんが、主要な士業では

義務研修は当然のように行われています。疑うようならば他士業の知人に聞いてみてください。

では、今まで土地家屋調査士に義務研修がなかったのは恥ずべきことだったのでしょうか？私はそうは思いません。個人的な見解ですが、我々の業務の中で地積測量図、筆界確認書、境界確定書、建物図面といった氏名が記載される成果を作成することで一定の抑止力があつたのではないかと考えています。義務研修がなかったにもかかわらず、制度制定から現在に至るまで資格制度の根幹を揺るがすような不正事案がなかったことは我々土地家屋調査士が誇りを持って業務をしてきたことの証です。しかし近年、業務内容や事務所形態の多様化による業界の変化の中で、いよいよ土地家屋調査士も職業倫理をこれまで以上に考えなければならない時期を迎えたものと思います。

研修の内容は土地家屋調査士の倫理、懲戒処分、職務上請求用紙の取扱い等になります。連合会では、令和3年度から令和7年度を第1期として年次研修の運用を開始します。対象となった会員の方は、必ず出席をお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会  
研修部次長 東 良憲

1月

18日

第8回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 令和3年度予算(案)及び令和2年度各種委員会報償費について

19日、20日

第4回研修部会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 令和2年度土地家屋調査士新人研修の欠席者等への対応及び協力金(比例助成)について
- 2 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 年次研修について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修に係る諸規則の対応について
- 5 小規模会への研修助成事業について
- 6 講師料等の基準について
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)について
- 8 研修体系の確立について
- 9 日本司法書士会連合会との情報交換会の対応について
- 10 CPD評価検討委員会への対応について
- 11 令和3年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

20日、21日

第5回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 マンガ小冊子及び動画の作成について
- 2 SNS及びウェブサイトの活用について
- 3 ウェブセミナーの実施及び内容等について
- 4 連合会のロゴマークについて
- 5 土地家屋調査士ポスターについて
- 6 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 7 全国一斉不動産表示登記無料相談会について
- 8 会報の編集及び発行に関する事項について
- 9 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集について
- 10 国際的な視野での業務環境に関する情報収集について
- 11 災害への対応と災害復興のための情報収集について
- 12 令和3(2021)年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について

第5回総務部会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 令和2年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 4 諸規則等の整備について
- 5 綱紀に関する担当者会同の開催について
- 6 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 7 令和3年土地家屋調査士試験委員に対する旅費交通費の支払について
- 8 保険関係について
- 9 土地家屋調査士会等からの照会対応について
- 10 令和3年度事業計画について
- 11 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 12 電子会議における進行のルールについて
- 13 全国会長会議の在り方について
- 14 職員の執務環境の整備について

21日

第1回電子証明運営委員会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 登録局業務を移管することについて

第4回特別研修運営委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和2年度土地家屋調査士新人研修の欠席者等への対応及び協力金(比例助成)について
- 2 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 年次研修について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修に係る諸規則の対応について
- 5 小規模会への研修助成事業について
- 6 講師料等の基準について
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)について
- 8 研修体系の確立について
- 9 日本司法書士会連合会との情報交換会の対応について
- 10 CPD評価検討委員会への対応について
- 11 令和3年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について

21日、22日

第8回財務部会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 ブロック協議会への助成について
- 4 土地家屋調査士会への助成について

- 5 役員給与、旅費、報償費、謝金等の取扱いにおける関係規則の新設及び改廃について
- 6 令和3年度予算(案)について
- 7 令和2年度決算検討リストについて

### 25日

第16回  
調測要領委員会(電子会議)  
＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について

### 27日

研究所 第3回研究テーマ「歴史的地図・資料の地域性」会議(電子会議)  
＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「歴史的地図・資料の地域性に関する研究」について

第6回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 2 令和3年度事業計画(案)及び同予算(案)について

### 28日

第3回地図対策室会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程の解説書の改訂について
- 2 登記所備付地図作成作業に係る入札情報について

研究所 第4回研究テーマ「最新技術」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「最新技術に関する研究」について

### 29日

第1回選挙管理委員会

## 2月

### 3日

第10回正副会長会議(電子会議出席者あり)

＜協議事項＞

- 1 令和2年度第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

### 3日、4日

第7回常任理事会(電子会議出席者あり)

＜審議事項＞

- 1 令和3年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士会綱紀委員会規則(モデル)

の一部改正(案)について

- 5 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の一部改正(案)について

- 6 役員給与、旅費、報償費、謝金等の取扱いにおける関係規則の新設及び改廃について

- 7 ブロック協議会への助成について

- 8 土地家屋調査士職務規程趣旨・解説の作成について

- 9 年次研修について

- 10 日本土地家屋調査士会連合会会則第67条の指定する研修に係る諸規則の対応について

- 11 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について

- 12 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則第3条第2項に規定する理事会選考理事候補者及び同条第3項に規定する理事会選考監事候補者の選出について

- 13 事務局長の異動について

- 14 業務情報公開に係る機密保持契約及び使用許諾申請書兼承諾書の期間延長について

- 15 日本土地家屋調査士会連合会公式SNS(YouTube及びFacebook)運用基準の制定及び日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領の一部改正について

＜協議事項＞

- 1 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について

- 2 各種委員会委員等への報償費について

- 3 土地家屋調査士会への助成について

- 4 研修体系について

- 5 土地家屋調査士特別研修の実施に係る委託契約の更新について

- 6 令和3年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

- 7 令和2年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について

- 8 GNSS単点観測法による登記引照点測量マニュアル(案)について

第7回常任理事会における業務執行状況の監査

### 9日

第9回業務部会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について

- 2 登記測量に関する事項について

- 3 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について

- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について

- 5 令和3年度予算(案)について

### 10日

第4回編集会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について

ケガや病気による  
入院・通院に  
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が  
お役に立ちます！

登記誤りを起こして  
しまい、顧客から  
損害賠償請求を  
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が  
お役に立ちます！

土地家屋調査士を  
取り巻く  
さまざまなリスク  
その時  
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。  
その間の収入を  
どうしよう。。。。

測量機器総合保険  
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり  
測量機器を破損  
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

# 全国土地家屋調査士政治連盟 設立20周年を迎えて

全国土地家屋調査士政治連盟会長 椎名 勤

全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)は、平成13年6月、全国土地家屋調査士政治連盟設立大会において設立が承認され、本年で20周年を迎えることとなりました。

設立当時は、規制緩和、司法制度改革の荒波が押し寄せ、資格者制度の必要性が議論されるなど、土地家屋調査士制度にとって苦難の時代でありました。

そのような中、日本土地家屋調査士会連合会(連合会)が誕生したばかりの全調政連をリードし、弁護士に隣接する法律専門職種との地位を獲得し、翌年以後の法改正においては認定土地家屋調査士制度や境界紛争解決ADRを主宰する権限を勝ち取りました。

しかしながら、今日その成果が十分活用されていないことは残念と言わざるを得ません。

さて、土地家屋調査士試験の受験者が毎年減り続け、令和元年度は4,198名にまで落ち込みました。

司法書士試験受験者も減少しておりますが、まだ13,683名おります。

このまま減少し続ければ、土地家屋調査士制度見直しの声が挙がる可能性があります。

全調政連は、このことを重く受け止め受験者減少に歯止めを掛ける方策として、土地家屋調査士の社会的、経済的地位の向上、土地家屋調査士業務の拡大を図ろうとしています。

具体的には、不動産の表示に関する登記業務に加え、土地家屋調査士の専門性の活用が期待される分野の受託環境の整備に取り組むものであります。

官民境界確定事務の土地家屋調査士への民間委託、道路内民有地の解消、狭あい道路の整備促進は、いずれも土地家屋調査士の得意とする不動産に係る

権利の明確化に深く関わる分野であり、資格者制度が目指す我が国の社会インフラ向上に資するものがあります。

土地家屋調査士が関わることによって、大災害からの迅速な復旧や安心・安全な生活を守る国土強靱化の礎が築かれます。

しかし、この分野に土地家屋調査士が誇りを持って関わるためには、幾つかの法令改正が必要となり、政治の信頼と理解を得なければなりません。

また、隣接職種との共存共栄を図ることも重要な要素であり、道程は決して平坦ではありません。

昭和2年、28歳の若さで長野県松本税務署長に着任し、後に法務大臣になられた植木庚子郎先生の示唆を受け、土地家屋調査士制度の制定に立ち上がった先人の土地家屋調査員の方々は、経済的な困窮と重なる心労を乗り越え、実に20余年にわたる法制定の請願活動の末、ついに昭和25年土地家屋調査士法制定の快挙を成し遂げました。

それから70年、日調連、全公連、全調政連は、初めて連携し、立場の違いを乗り越え、コロナを乗り越え、制度制定70周年記念シンポジウムを成功させました。

設立20周年に当たり全調政連は、先人の類いまれな信念に深く敬意を表し、厳しい道のりであっても情熱を失わず、団結し、諸先輩の功績を甘受するのみではなく、次世代の担い手に自らの実績を積み上げ引き継ぎたいと考えます。

政治は数といわれています。政治連盟の活動にご理解をいただける方々には、各土地家屋調査士会政治連盟にご入会いただきご支援を賜りたいと存じます。



## 安心な情報登録方法

日本土地家屋調査士会連合会 業務情報公開システム担当 児玉 勝平

### 1 業務登録の不安

カルテ Map への参加を躊躇される会員から寄せられる質問の一つに、業務登録した場所等が第三者へ提供され、トラブルに巻き込まれるのではとの声があります。

加えて、登録・掲載した公開情報が将来も公開継続され、責任はいつまでも残ると心配されています。

法務局での公開と調査士カルテ Map での公開とでは、公開に伴う不安が異なるようです。

調査士カルテ Map も法務局の地積測量図等で土地家屋調査士が判明することと状況はそう変わらないはずなのですが、まずは、法務局が矢面となり、土地家屋調査士に至るまでに“ワンクッション”あり、その間が安心感となっているのかもしれませんが、法務局での公開を不安に思われている会員はあまりいません。

ところが、調査士カルテ Map に登録となると不安が増すようです。

現在、このシステムの公開相手は土地家屋調査士のみです。それでも法務局での公開と異なり、関係者から直接、寄せられる問合せへの対応が面倒と感じるのか、それとも、自らの業務作業に潜むリスクへの予防からなのか、不安を口にされます。

これまで、利害関係者からの問い合わせ対応で納得いただけなかった経験は誰しもあるため、なおさらのことで、心配事を遠ざけるためにも業務登録に躊躇される会員は多いと思われます。

そこで今回は登録情報を非公開とし、自らだけが活用できる安心な登録方法を紹介します。

本来なら、土地家屋調査士の社会的責務として、正式な「本登録」をお願いしたいところですが、まずは登録の不安解消を先決とし、役立つ事件簿地図帳の実現のための方法は次のとおりです。

#### ①「一時保存」(仮登録)の活用

登録事項の入力を終わると「確認」ボタンが表示されます。そのボタンの次の行に「一時保存」と「本登録」の選択ボタンが示されていますので、「確認」ボタンを押す前に「一時保存」ボタンを選択しておきます。

そうすると入力した情報は一時的に保存されるだけで、その入力情報は他の会員へ公開されません。

#### ②ADR・相談として登録

次の公開範囲一覧表のとおり、「ADR」、「相談」

業務として登録すると全て非公開となります。

ただ、この登録方法だと年計表集計出力時に全て「ADR」等で出力されるため後日、手直しが必要です。

調査士への公開範囲 【凡例】○ 公開 × 非公開

調査分類	調査基本情報	事件簿情報	調査ファイル情報	その他所有情報
土地建物区分建物	申請手続	○	×	○(*1) ○(*2)
	公共	○	×	×
	その他	○	×	○(*1) ○(*2)
筆界特定	○	×	○(*1)	○(*2)
ADR	×(全て非公開)			
相談	×(全て非公開)			
所有者不明変則型登記	○	×	×	○

\*1…調査ファイル名称のみ公開、ダウンロード・参照は不可。  
\*2…情報名のみ公開。

登録に不安を感じられる場合、以上の方法を利用されてはいかがでしょうか。

私の事務所は、現在の登録数が320件を越え、全て「本公開」です。

全て公開としたのは、調測要領で会員間情報共有化(第6条)の「公共のため」、共有化で他会員調査時の品質確保(第7条)、会員間の協調(第8条)に拠るところもありますが、やはり一番の理由は依頼者を守るためです。

依頼者との受託協議の際、調査士カルテ Map に登録することで将来の安心へつながることを伝え、そのことが決め手になっているとも感じています。



### 2 土地家屋調査士会事務局での活用方法

「ADR」、「相談」としての登録は「全て非公開」なので、ADRセンターの業務にも利用できないか、さらに会への苦情相談も「相談」として登録が可能なので検討中です。

非公開登録なので、安心して会の管理業務にも使用できるのではないかと思います。

当然、現在の個人情報等の取扱項目にこの登録を加えていただくこととなります。

# 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ  
全国閲覧可能！

※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき  
地図印刷！

地図上で事件簿  
管理ができます！

SIMA図示や  
多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現  
このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

## 新作のご紹介 より便利に使うための動画をご用意しました

### ① 基本編

調査情報の登録・保管・共有や机上での事前確認ができるだけでなく、業界全体での課題解決や次世代への業務継承につなげることができます。

基本的な地図の利用方法を紹介

全国の住宅地図やゼンリン整備地区のブルーマップ、用途地域の閲覧や選択した地点の距離、面積の計測を行います。さらにSIMAデータの取り込みや表示、印刷等、調査士の業務に必要な地図関連機能が一つにまとまっています。

### ② 利活用編

地図上に事件データを登録していくことで、地図ベースで自身の扱った情報を蓄積していくことができます。

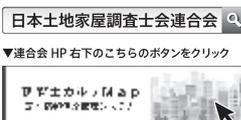
具体的にオススメの利用方法を紹介

事件情報を登録していくことで、自身の財産である事件情報を蓄積し、土地家屋調査士としての価値向上に役立てられます。

こちらで公開中 ▶ 調査士カルテ Map アドレス ▶ <https://www.zenrin.co.jp/go/chosashi2020/>



詳細・お申し込みは、  
日本土地家屋調査士会連合会  
WEBサイトをご確認ください



【お問合せ】  
日本土地家屋調査士会連合会  
「調査士カルテ Map」問合せ窓口  
(E-mail) [kartemap@chosashi.or.jp](mailto:kartemap@chosashi.or.jp)

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者

令和3年1月12日付

東京 8179 高野見奈子  
埼玉 2724 嶋村 純季  
山梨 414 萩原 剛  
新潟 2239 佐藤 智彦  
大阪 3388 堀 宏行  
兵庫 2531 菰田 祐介  
和歌山 446 東 孝通  
愛知 3046 夏目 航志  
岐阜 1309 松井 佑介  
福井 453 前田 裕之  
長崎 812 柴田 真宏  
大分 854 岩田龍太郎  
岩手 1180 内沢 達也  
香川 730 松原 昂志  
香川 731 水地 明茂  
愛媛 878 高田 昌生

令和3年1月20日付

東京 8180 長谷川 亮

## 登録取消し者

令和2年7月14日付

東京 7824 工藤 与一

令和2年9月22日付

大分 649 白石 耕三

令和2年11月1日付

青森 609 小笠原俊為

令和2年11月17日付

長野 2091 山口 高男

令和2年11月20日付

愛知 1617 加藤 勇作

令和2年12月14日付

大阪 2450 中村 厚志

令和2年12月25日付

愛媛 711 秋山 博

令和2年12月27日付

千葉 1132 神崎 敬治

令和3年1月12日付

東京 2115 後迫 巖  
東京 4343 山田 浩  
東京 4644 土屋昭一郎  
東京 4825 大六野喜弘  
神奈川 1633 普川 進武  
神奈川 1757 重森 和男  
神奈川 2507 深澤 和夫  
神奈川 2555 内山 紀元  
神奈川 3140 竹林 俊哉  
埼玉 1361 橋本 徹也  
埼玉 1746 尾崎 佳則  
千葉 1435 箴島 直美  
千葉 1499 渡辺 保  
千葉 1643 植村 薫  
茨城 795 岡見 雄一  
茨城 912 郡司 成男  
茨城 1091 穴澤 照雄  
群馬 570 石井 満夫  
群馬 1049 菊地 範子  
新潟 1638 植木 誠一  
新潟 2055 岡田 祐一  
新潟 2066 横山 十平  
大阪 1653 宮崎 享  
愛知 2797 足立 利夫  
愛知 2938 竹田悠記彦  
岐阜 845 志賀 優一  
岐阜 1241 打保 信一  
石川 609 根畑 眞一

石川 649 神佐 佳美  
広島 1810 橋本佳代子  
岡山 1089 熊谷 徹  
岡山 1169 守安 文雄  
岡山 1352 河合 清人  
大分 579 河野 文弘  
熊本 993 山本 祐精  
宮崎 812 築 純洋  
沖縄 313 比嘉 利巳  
福島 1489 星 匡利  
青森 664 竹鼻 仁志  
札幌 851 竹原 範行  
函館 144 松本 仁

令和3年1月20日付

神奈川 1702 菅谷 哲夫  
埼玉 1536 藤井 實  
山梨 284 三枝 正庸  
大阪 1698 場本 養一  
愛知 1388 石川 允千  
愛知 1875 中村 勉  
長崎 461 畠中 正人  
長崎 527 杉山 勇  
鹿児島 1045 川越 勝二  
札幌 878 江川 昇  
愛媛 769 山本 仁志  
愛媛 833 松浦 信一

## ADR認定土地家屋調査士登録者

令和3年1月12日付

長崎 812 柴田 真宏

# ちょうさし俳壇

第430回



「菊根分」

深谷 健吾

師も大事同志も大事菊根分  
端正な顔に泥浴び田搔馬  
戦火より守りし蔵の土雛  
村拳げて合掌の屋根替へにけり

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

吾は卒寿妻は米寿や祝箸  
長生きも自慢の一つ年の酒  
子や孫と電話で交わす御慶かな  
孫も来ず子も来ず老いの寝正月

茨城 中原ひそむ

短日や鶏舎へ戻す放ち鶏  
晩酌を断ちて久しや虎落笛  
忘却の齡重ねて山眠る  
福耳と言はれ育ちて福詣

山形 柏屋 敏秋

初富士や末広がりの幸祈る  
靴跡の続く小徑や雪深む  
古里の古刹の庭に梅一輪  
ポール持つ指に噛みつく寒風下

岐阜 堀越 貞有

植うるものまだ決めぬまま耕せり  
菊根分親の言ひ分子の言ひ分  
ちよつかいはいつも弟春炬燵  
招かざるもの一つに花粉症

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

孫も来ず子も来ず老いの寝正月  
「寝正月」とは、新年の季語。元旦または新年の休みをどこへも出かけず家にこもっていたり、寝て過ごすことをいう。家庭の主婦も、年賀の客が来ないかぎり、夫や子供を送り出すことがないので、朝寝してのんびり過ごせる。また歳末の目の回るほどに忙しい思いをした人は休養をかねて寝て過ごすこともある。例年は子や孫の来訪で賑やかな正月。今年はコロナ禍により、子も孫も来ることもなく、残念ながら寝正月に。コロナ禍により、寂しい正月の情景を詠み込んだ見事な家事俳句である。

中原ひそむ

福耳と言はれ育ちて福詣

「福詣」は、新年の季語。「七福神詣」の傍題。元日から七日までの間に、七福神を祀つてある神社を次々と巡り歩いて参拝すること。七福神は恵比須・大黒天・毘沙門天・福祿寿・弁財天・布袋・寿老人の七神で、福徳の神として崇敬される。東京で最も有名な墨田川七福神詣は、向島三囲神社の恵比須・大黒天、光福寺の布袋、多聞寺の毘沙門天、白鬚神社の寿老人、百花園の福祿寿、長命寺の弁財天を巡つてその年の福運を祈るのであると聞く。墨田川七福神詣は東京での新年の風物詩とか。提句は福耳を持つ人が新年から七福神詣とは。さぞかしご利益たっぷりのごとでしょう。「福耳」、

「福詣」のリフレインのよく効いた、新年早々めでたしめでたしの見事な一句である。

柏屋 敏秋

ポール持つ指に噛みつく寒風下

「寒風」とは、冬の季語。「北風」の傍題。日本の風向きは、夏は南風で冬は北風である。大陸の寒冷な高気圧帯から吹いてくる北西の季節風であるが、俳句また文芸一般でもただ北風、北吹くと言っている。単に「冬の風」とはあまり言わないが、「北風」という方が身を切るような冷たい響きがある。寒風とは、その寒い感じを言う季語で、寒中の風・寒の風ではないのである。提句の眼目は、中七の「指に噛みつく」の臨場感に溢れたフレーズの斡旋である。真冬の測量は寒風の中、大変な厳しい作業なのである。その測量作業風景を活写した佳句である。

堀越 貞有

菊根分親の言ひ分子の言ひ分

「菊根分」とは、春の季語。「根分」の傍題。花菖蒲・菊・さくら草など多年生の草花は冬の間、葉や枝は枯れているが、春、古株から多くの芽が出る。その芽を持った根を分けて移植することをいう。根が張りすぎて、花が痩せたり、枯死するのを防ぐためである。花を美しく咲かせるため、株を殖やすために欠かせない仕事である。提句の親・子にも立場により言い分のまちまちは当然なこと。よし悪しの分別を共有して仲良く暮らすことが大事か。季語「菊根分」を見事に擬人化した佳句である。

## 令和2年度の事業の中間報告について

### (広報担当取りまとめ)

コロナ禍により、例年と異なる会務運営をしているのは当協議会だけではありませんが、苦慮しながらも運営の中心となった各担当の副会長と各委員会の委員長から、それぞれコロナ禍での活動について中間報告をしてもらいました。

#### (1) 望月繁和副会長

##### 【総務・経理・広報・公益・災害担当】

大災害発生後の一日も早い復旧・復興を目指し、連絡体制の一本化に向けた検討を行っており、災害時支援協定を締結した企業側のご意見を確認しつつ、災害発生時の初動段階から復興までのフローチャート、連絡網、要望事項とその書式等、平常時にできる内容として検討を行っております。

また、協会を取り巻く独占禁止法にまつわる事案の取りまとめ、土地家屋調査士法の一部改正を受け、協会の定款及び諸規則等の整備に関する情報提供、公益移行後の立入り検査結果の協会間の情報共有に向け、日々対応しております。

#### (2) 堀次夫副会長【事業推進担当】

業務推進の目的の一つは公共調達の適正な運用にかかる提言と研究にあって、コロナ禍の中では情報の収集と知識の集積に重きを置いています。特に国の機関では一般競争入札がほぼ全てですが、協会からの情報で随意契約から一転して一般競争入札に移行したが、現在は随意契約を回復したという地方公共団体の例もあります。他方学術顧問からの情報は機先を観て重要なものが多く、中にはショッキングなものもあります。(例えば「全公連だよりVOL10 ホウキンの道草」)これらエポックを画する情報も地味で普遍的な情報や考えも併せて整理の上、目的に沿って出力できるよう計画しています。

#### (3) 花本政秋副会長【業務・研修担当】

10月27日、オプトシステム株式会社から講師を招き、「地図管理システムの運用とその活用」をテーマに会場となるホテルの場とウェブ配信の複合型での研修会を行いました。会場に集まった参加者には、

iPadを持ち込み、実務に沿った研修を行い、今後の協会が関与する地図作成業務の効率化と進捗管理等について、今後、各協会が導入されることを推進する提案をしております。

その他、公益目的自主事業や特定費用準備資金、官民境界補助業務の実態調査を行うなど、今後の研究と啓発のため情報収集をしております。

コロナ禍のため、当初の予定どおりの研修が開催できない状態ですが、ウェブ配信等を含め、状況に合った効率的な研修体制を模索していきたいと思っております。

#### (4) 吉村秀一委員長【広報委員会】

広報委員会の活動として、社員用広報紙である「全公連だより」については、令和2年7月1日発刊の9号、令和3年1月1日発刊の10号を作成し、協会を通じて発信しており、外部広報用の「公嘱協会」は、協会事業紹介等の掲載を含め、令和3年4月1日発刊に向け準備しております。

その他、「表題登記から地図作成」をタイトルとして、災害地域の防災・減災を図り、市民生活の向上につなげるような業務提案用のパンフレットを計画しており、web会議中心での協議をしております。

#### (5) 渡邊英雅委員長【会則等検討委員会】

全公連の現在の会則・諸規定は、成立年度の違いによる用語の使用方法の不統一や、公益法人改革以前の公嘱協会を念頭に置いているため、現状にそぐわなくなってしまった部分が散見されていることから、数年前よりその見直しを行ってまいりました。

本来であれば昨年の定時総会において改正案の審議をいただく予定でありましたが、新型コロナ禍によりその予定を延期し、また新たに会議等のリモート開催にも対応できる規則にすべく、現在条文の見直し検討を行っております。

#### (6) 花本政秋委員長【地図作成研修実施委員会】

本年度11月に予定していた地図作成実務研修会は、コロナ禍の状況を踏まえ開催を延期しており、令和3年度開催に向け、地図作成業務のスキルアップを目的とした研修内容の検討をしております。

また、平成22年度から5年間開催していた地図

作成総括責任者養成講座を経て認定された総括責任者の更新制度について、検討と見直しの提案を行っております。

## ■ 会議経過及び会議予定

1月26日	第5回正副会長会議(web)
2月4日	第7回理事会(web)
2月16日	第8回理事会(web)
2月17日	臨時総会及び第2回研修会(ホテルメトロポリタンエドモントからのweb配信)
3月9日	第6回正副会長会議(web)
3月30日	第7回正副会長会議(web)
4月5日	第1回役員選考委員会(web)
4月15日	第1回監査会
4月16日	第1回理事会
6月2～3日	第36回定時総会及び第1回研修会

## 編集だより



様々な企画を挙げて、皆さんのところに記事として届くのは一部です。まだ継続取材中のものもあり、ネタもたくさんあります。広報誌は一義的な機能ではなく、それぞれの情報の交差点です。会報の読者の皆さんは、土地家屋調査士を中心として関係の深い方々であり、誰が欠けてもうまく機能しない社会制度の一部を構成しています。制度制定70周年はそうした持続可能性からなされたことで、これからも続き、そして変化します。

広報員 藤井十章(兵庫会)

# 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社